

南三陸町  
高 齡 者 福 祉 計 画  
介 護 保 険 事 業 計 画

---

計 画 書  
( 第 7 期 : 平 成 30 ~ 32 年 度 )

計画素案



平成 30 年 2 月  
南三陸町



# 目次

<b>第1章 総論</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の背景 .....	1
<b>第2章 高齢者を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>6</b>
第1節 本町の概況 .....	6
第2節 高齢者の状況 .....	7
第3節 アンケート調査結果の概要 .....	17
第4節 第6期計画の進捗状況 .....	23
第5節 前期計画の検証 .....	25
第6節 高齢者施策推進に向けた課題の整理 .....	31
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>33</b>
第1節 本町の高齢化の見通し .....	33
第2節 介護サービスの見込み .....	36
第3節 基本理念・施策目標 .....	41
第4節 施策体系 .....	45
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>46</b>
施策目標1：住み慣れた地域で生涯にわたり暮らし続けられる「つながりのまちづくり」 .....	46
施策目標2：元気でいきいきと主体的に活躍する「健康で活動的なまちづくり」 .....	63
施策目標3：高齢者にやさしい「安全・安心なまちづくり」 .....	69
<b>第5章 介護保険事業の運営</b> .....	<b>71</b>
第1節 介護給付及び介護予防給付に係る費用の見込み .....	71
第2節 保険料について .....	73
第3節 介護給付の適正化について .....	80
<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>81</b>
第1節 計画の推進体制 .....	81
第2節 介護保険の円滑な制度運営のための方策 .....	82



# 第1章 総論

## 第1節 計画策定の背景

### 1 計画策定の趣旨

本町では、少子高齢化の進行、福祉ニーズの多様化、東日本大震災からの復興など、地域環境の変化を踏まえ、子ども、高齢者、障害者、難病の方など、年齢、性別、国籍、心身や経済の状況に関わらず、すべての町民が安心して暮らすことのできるよう、保健・医療・福祉に関連する事業を展開しています。

今回改訂を行う『南三陸町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画』（以下「本計画」）は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体として策定するもので、介護保険法に定める3年を1期とする介護保険事業計画の改定時に見直すものです。

本町では現在、高齢化の進行に伴う介護ニーズの高まり、東日本大震災からの復興に伴う暮らしの影響を踏まえ、現行計画に基づき、壮年期からの健康づくりと介護予防の推進、高齢者を地域で支える仕組みづくり、介護サービスの適切な提供と介護保険の適正な運営に取り組んでいます。

今回は、「地域包括ケアシステム」（医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される切れ目のない支援体制）の構築や「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の取り組み強化、認知症高齢者支援、「介護離職ゼロ」など、国の政策と並行して策定します。

## 2 計画の位置づけ、計画期間

### (1) 根拠法令と上位計画との関連

本計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定します。

また、本計画は、南三陸町第2次総合計画に掲げる保健・医療・福祉政策の基本目標『快適でいきいきと暮らせるまちづくり』の実現を目指すものであり、要介護者等の保健、医療または福祉に関する事項など、他の関連する計画の施策・事業との整合を図りながら推進するものです。

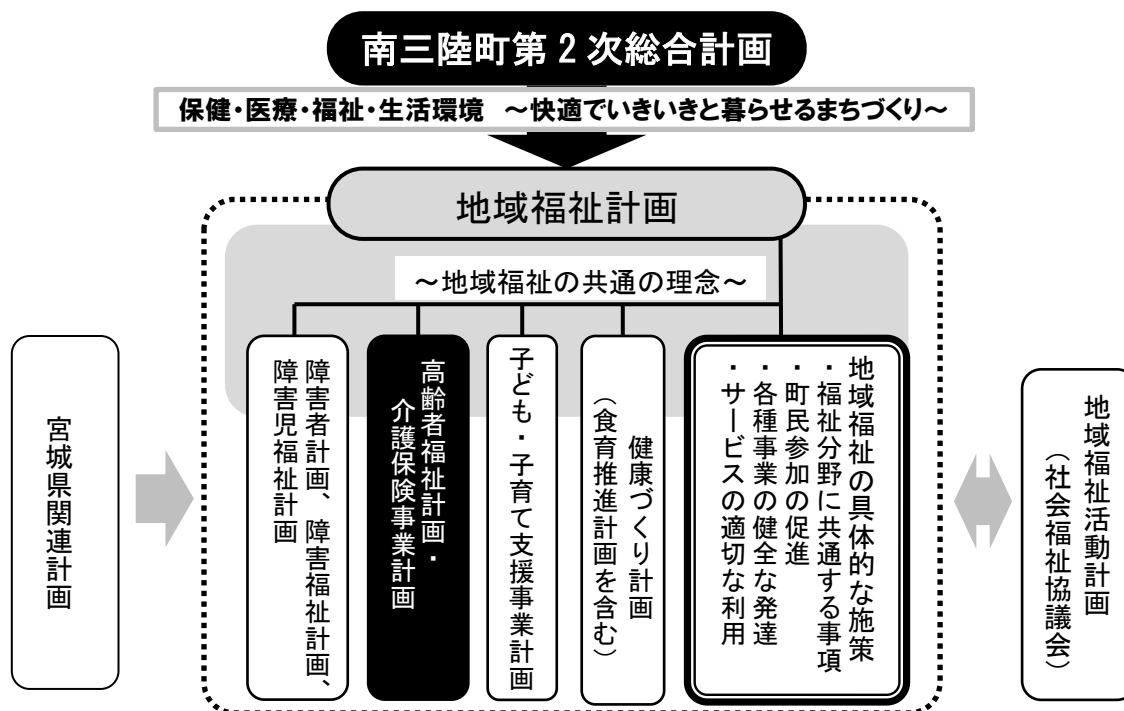
#### ○高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、老人福祉計画を基本に、他の法律に基づく65歳以上を対象とした保健事業、その他の高齢者支援に関わる事業を網羅したものです。

#### ○介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第117条において策定が義務付けられており、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス量の見込みを定めるとともに、介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施の確保、地域支援事業を実施するために必要な事項を定めるものです。

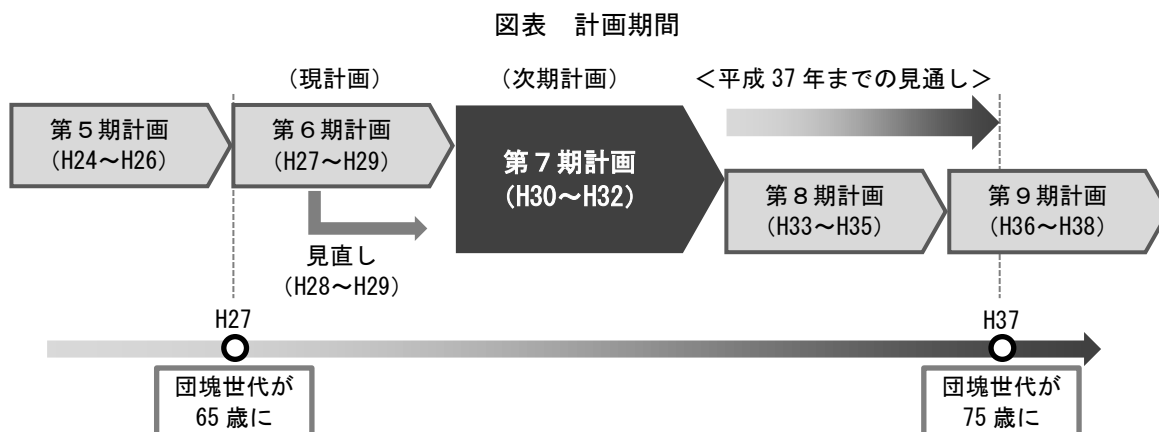
図表 町の計画と本計画との関係



## (2) 計画期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、老人福祉計画（高齢者福祉計画）は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、計画期間は3年間となります。

現計画の期間は平成29年度までであるため、次期「南三陸町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」の開始年度を平成30年度、目標年度を平成32年度とします。



### 3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係部署との連携・協力のもと計画の原案づくりを行うとともに、幅広い意見を計画に反映させるために、保健・医療・福祉の各専門分野の方々に介護サービスの利用実態や生活実情、福祉への要望等を把握するために、適宜内容調整を行い、本計画作成の参考資料としています。

#### (1) 南三陸町

本町では、南三陸町保健福祉総合審議会の答申を尊重し、町議会との調整を踏まえて、各計画を決定します。

なお、決定した計画は町議会に報告し、介護保険料は町議会で議決（条例改正）します。

#### (2) 南三陸町保健福祉総合審議会による協議

町長からの計画策定の諮問を受け、計画の策定体制、策定方法、策定内容、推進方法など、計画全般にわたる検討を行い、町長に答申します。

#### (3) 宮城県との連携

本計画の策定にあたり、県介護保険事業支援計画や医療計画など、特に県との施策調整が必要になることから、県との緊密な連携を図ります。

#### (4) 町民、関係団体、有識者など

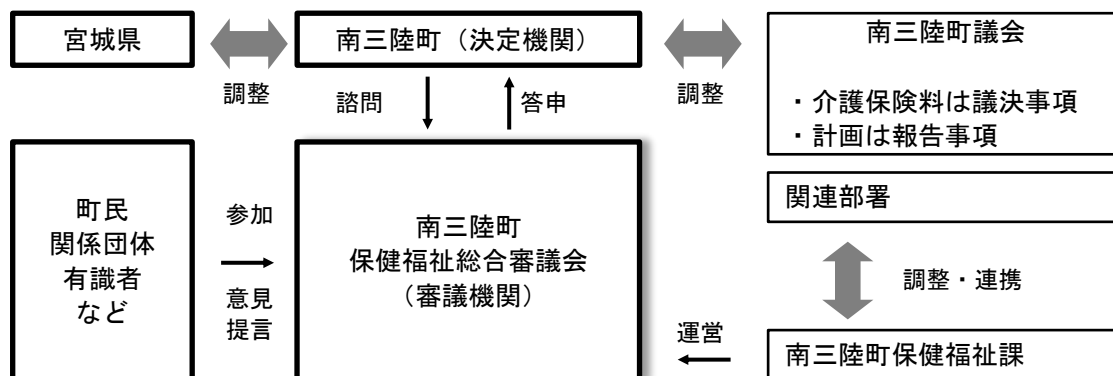
計画を推進する主体者であり、行政サービスの受益者です。

アンケート、パブリックコメントなどを通じて、計画全般にわたって積極的な意見を発信します。

#### (5) 町事務局、関連部署

計画策定の事務局機能及び庁内調整を行います。

図表 策定体制





## 4 計画の周知

計画を推進していくためには、町民に計画の内容を理解していただくことが第1歩となります。そのため、広報紙やホームページへの掲載などを通じて計画内容の周知を図ります。また、介護保険サービスをはじめ、地域支援事業、町の福祉サービスなどの内容に関する情報提供に努めます。

## 5 計画の進行管理・評価・見直し

計画の推進にあたっては、町民、医療、福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが必要です。そのため、南三陸町保健福祉総合審議会を中心に事業の実施状況の点検、改善を図るほか、各分野の意見を取り入れながら、計画の進捗状況を管理し、円滑な推進に努めます。

また、本計画は、具体的な事業を計画する期間は平成30年度から平成32年度までの3か年の計画ですが、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据えた中長期的な計画の中間計画という性格も有しています。そのため、本計画の最終年度となる平成32年度には、第7期計画期間の評価だけでなく、中長期的な視点も踏まえて計画の見直しを図り、新たな3か年計画（平成33年度から平成35年度）を策定する必要があります。

そのため、本計画の策定にあたっては、平成32年度における目標値をはじめ、計画期間におけるサービスの計画値と利用実績、アンケート調査結果など、具体的な指標をできる限り活用した評価に努め、その結果を第8期計画に反映させます。

## 6 日常生活圏域の設定

第3期計画において、高齢者の自立した生活を支援する単位として日常生活圏域の設定が義務付けられ、本町では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、人口規模等から、本町全域を2つの日常生活圏域として設定しました。

東日本大震災の影響による住環境の変化から、日常生活圏域の設定については、引き続き検討が必要となりますが、第7期計画期間においても旧志津川町・旧歌津町をそれぞれ1圏域とする合計2圏域と設定します。

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

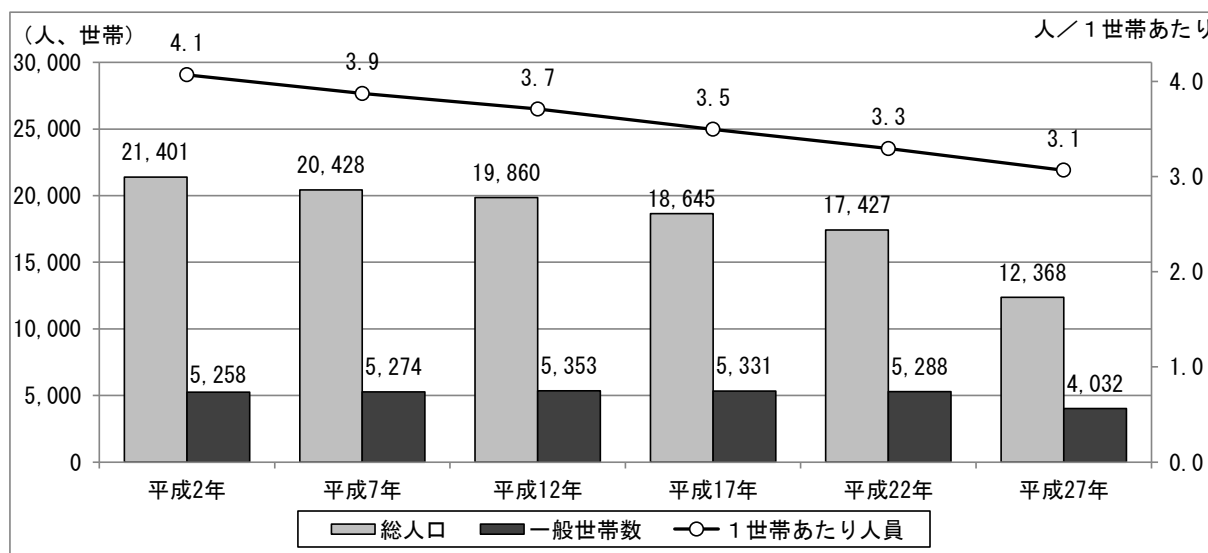
### 第1節 本町の概況

#### 1 人口・世帯の推移

平成2年以降の国勢調査における本町の総人口及び一般世帯数の推移をみると、総人口の減少傾向が長期間続いています。平成23年の東日本大震災を挟む平成22年から平成27年にかけて大幅に人口が減少し、平成27年の総人口は12,368人となっています。

また、一般世帯数は平成12年以降、減少傾向が続いており、特に平成22年度から平成27年度には大幅に減少し、平成27年は4,032世帯となっており、1世帯あたり人員は3.1人と小家族化が進んでいます。

図表 総人口・一般世帯数の推移



区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口 (人)		21,401	20,428	19,860	18,645	17,427	12,368
年 齢 別	年少人口 (人)	4,233	3,608	3,159	2,615	2,158	1,275
	生産年齢人口 (人)	13,803	12,784	11,925	10,883	10,031	6,955
	老年人口 (人)	3,365	4,036	4,776	5,147	5,238	4,138
一般世帯数 (世帯)		5,258	5,274	5,353	5,331	5,288	4,032
1世帯あたり人員 (人/世帯)		4.1	3.9	3.7	3.5	3.3	3.1
高齢化率 (%)		15.7	19.8	24.0	27.6	30.1	33.5

出典：国勢調査

## 第2節 高齢者の状況

高齢者人口・世帯の状況から、本町における高齢化の動向をまとめます。

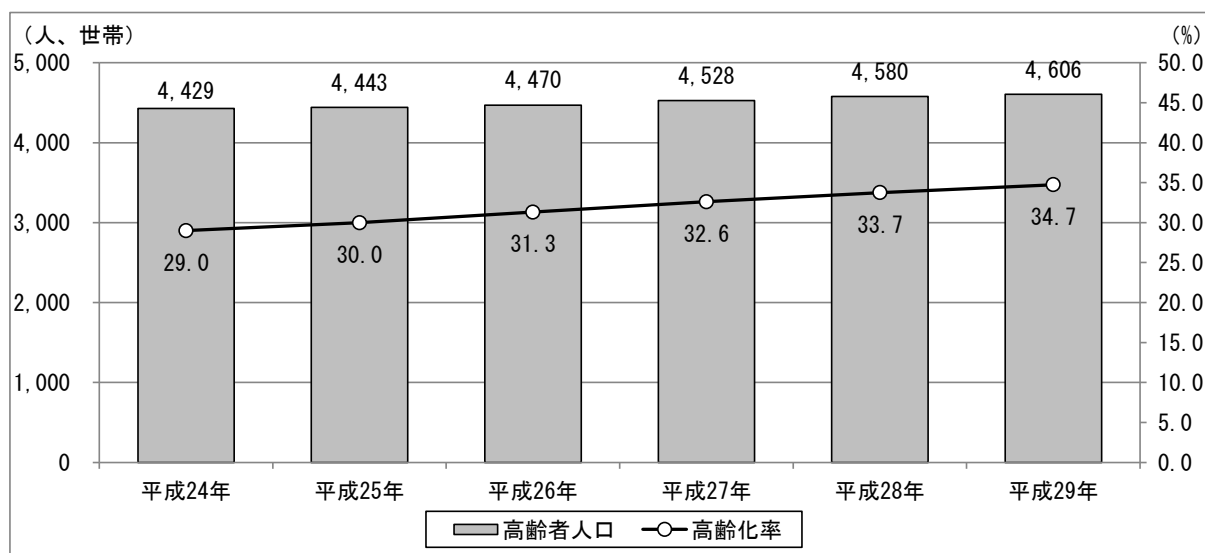
### 1 高齢者人口・高齢化率の推移

各年10月1日現在の住民基本台帳による、平成24年以降の高齢者人口及び高齢化率の推移をみると、高齢者人口は増加傾向が続いており、平成29年には4,606人となっています。

これを前期高齢者、後期高齢者別でみると、前期高齢者は平成25年をピークに減少傾向となっていますが、後期高齢者は増加傾向が続いています。

また、平成29年の高齢化率は34.7%となっています。

図表 高齢者人口・高齢化率の推移



区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口 (人)	15,277	14,813	14,276	13,888	13,572	13,255
高齢者人口 (人)	4,429	4,443	4,470	4,528	4,580	4,606
前期高齢者口 (人)	2,603	2,605	2,570	2,566	2,560	2,557
後期高齢者 (人)	4,429	4,443	4,470	4,528	4,580	4,606
高齢化率 (%)	29.0	30.0	31.3	32.6	33.7	34.7

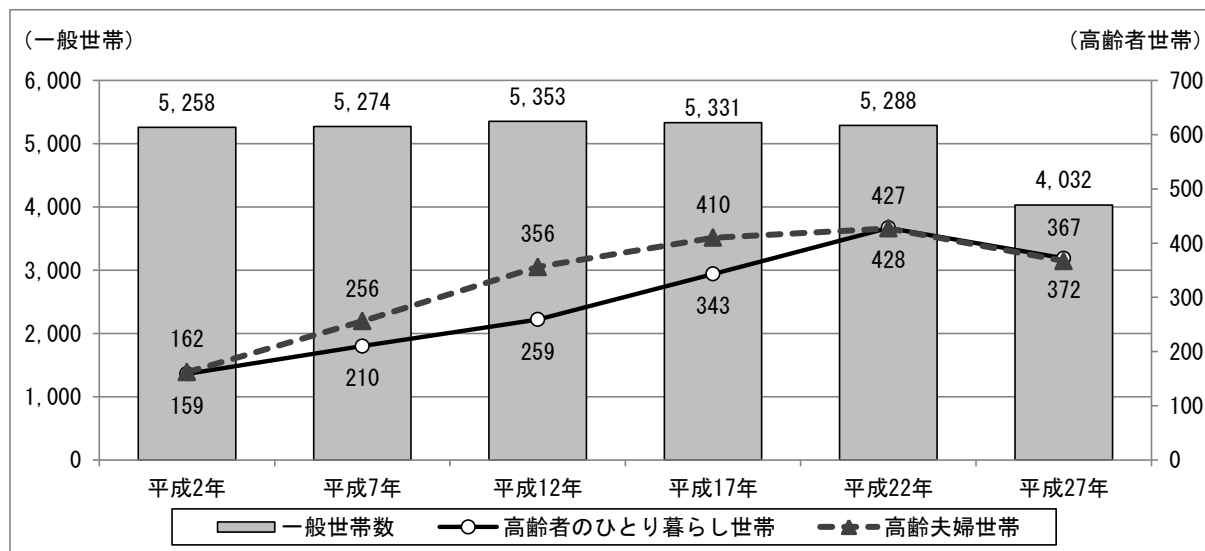
出典：住民基本台帳

## 2 高齢者世帯の推移

平成2年以降の国勢調査における世帯数の推移をみると、一般世帯総数は平成12年以降減少しており、特に、平成22年から平成27年にかけて1,256世帯(23.8%)減少しています。

また、高齢者のひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯は平成22年までは増加傾向が続いていましたが、平成22年から平成27年にかけて減少し、平成27年の高齢者のひとり暮らし世帯は372世帯、高齢者夫婦世帯は367世帯となっています。

図表 高齢者の世帯状況の推移



区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数 (世帯)	5,258	5,274	5,353	5,331	5,288	4,032
高齢者のひとり暮らし世帯 (世帯)	159	210	259	343	428	372
高齢夫婦世帯 (世帯)	162	256	356	410	427	367

出典：国勢調査

### 3 第1号被保険者の状況

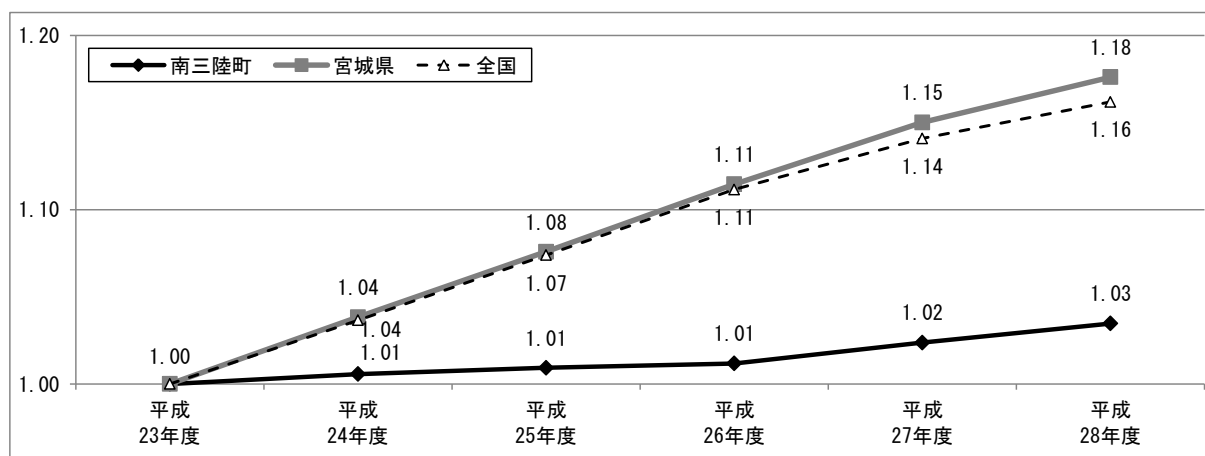
第1号被保険者の状況については、厚生労働省が公表している「介護保険事業状況報告月報」（各年度9月末）のデータを使用し、平成23年度から平成28年度までの5年間の本町、宮城県、国の傾向の比較を行います。

#### (1) 第1号被保険者数の推移（平成23年度＝1）

介護保険事業状況報告月報（各年度9月末）による第1号被保険者数の推移をみると、平成23年度を1としたとき、本町では平成28年度で1.03と3%の伸びとなっています。

その一方で、全国では1.16、宮城県では1.18となっており、それぞれ16%、18%の伸びとなっていることから、本町は他地域と比較して低い伸びとなっています。

図表 第1号被保険者数の推移比較



区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
本町の第1号被保険者数 (人)	4,435	4,460	4,476	4,487	4,540	4,589

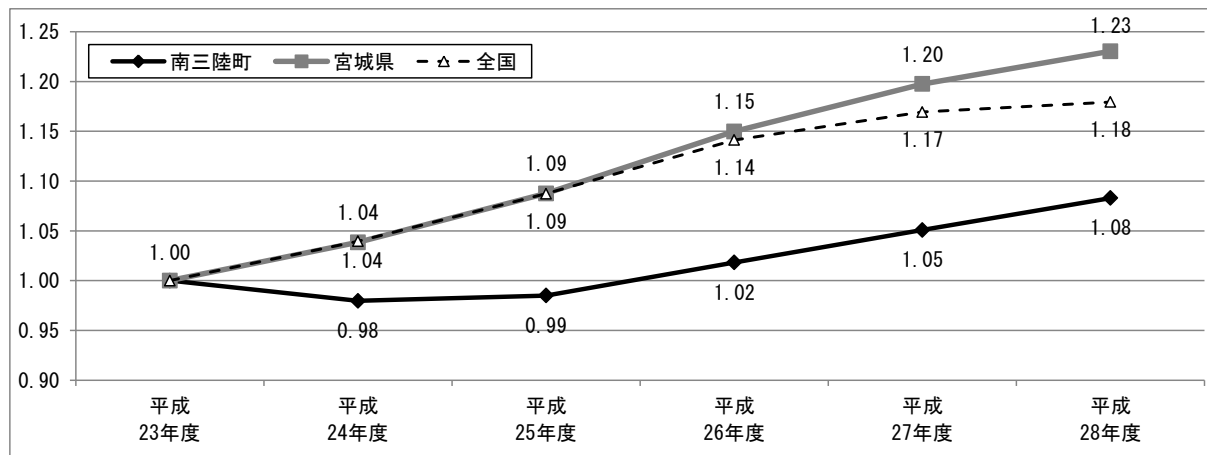
出典：介護保険事業状況報告月報（各年度9月末）

(2) 第1号被保険者（前期高齢者）数の推移（平成23年度＝1）

介護保険事業状況報告月報（各年度9月末）による第1号被保険者（前期高齢者）数の推移をみると、本町では、平成23年度から平成24年度には減少しましたが平成25年度以降は増加し、さらに団塊の世代が高齢者となる平成26年度以降には増加傾向が強まり、平成28年度には1.08となっています。

その一方で、全国では1.18、宮城県では1.23となっており、それぞれ18%、23%の伸びとなっていることから、本町は他地域と比較して低い伸びとなっています。

図表 第1号被保険者（前期高齢者）数の推移比較



区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
本町の第1号被保険者（前期高齢者）数（人）	1,869	1,831	1,841	1,903	1,964	2,024

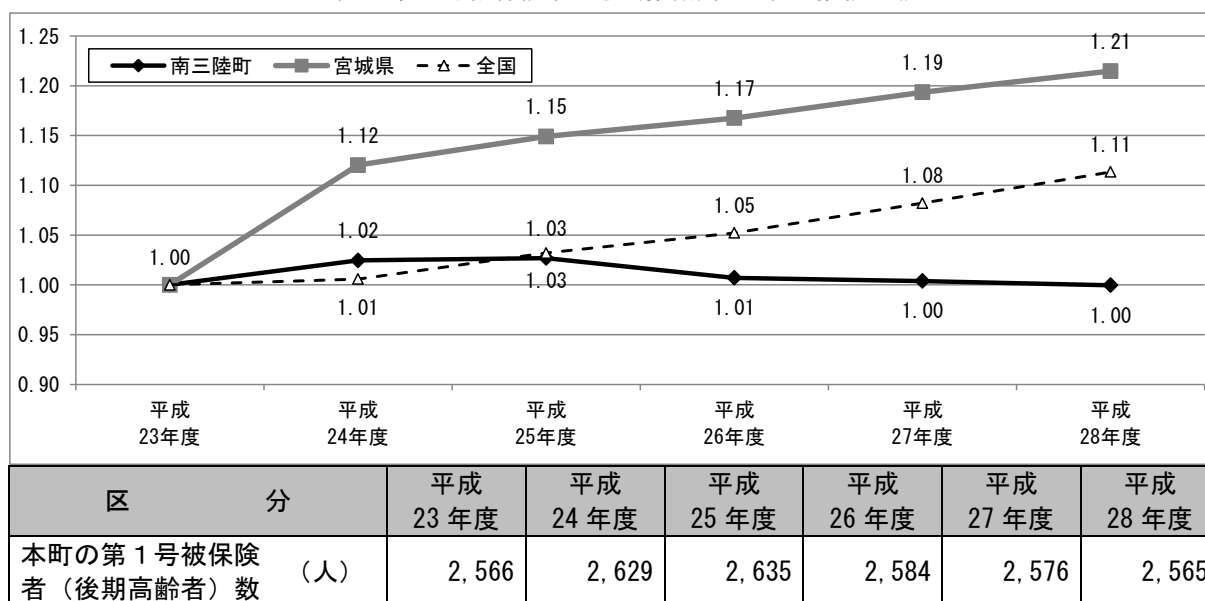
出典：介護保険事業状況報告月報（各年度9月末）

(3) 第1号被保険者（後期高齢者）数の推移（平成23年度＝1）

介護保険事業状況報告月報（各年度9月末）による第1号被保険者（後期高齢者）数の推移をみると、本町では平成23年度から平成25年度まではゆるやかに増加していましたが、平成26年度以降は減少し、平成27年度以降は平成23年度とほぼ同数となっています。

その一方で、全国、宮城県は、ともに増加傾向が続いており、平成28年度に全国では1.11、宮城県では1.21となっており、本町は全国的、全県的な傾向とは異なる推移となっています。

図表 第1号被保険者（後期高齢者）数の推移比較



出典：介護保険事業状況報告月報（各年度9月末）

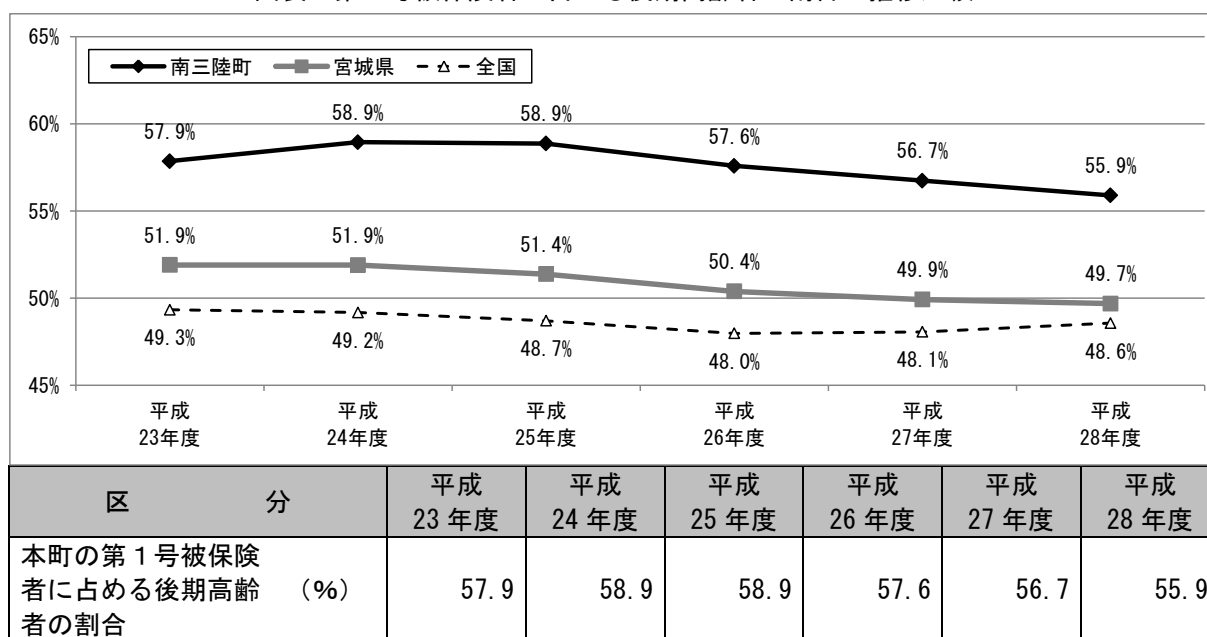
(4) 第1号被保険者に占める後期高齢者の割合の推移

介護保険事業状況報告月報（各年度9月末）による第1号被保険者に占める後期高齢者の割合の推移をみると、本町では平成24年度以降、前期高齢者の増加、後期高齢者の減少があり、低下傾向が続いています。特に、平成26年度以降は減少傾向が強くなっています。なお、平成28年度では55.9%となっており、半数以上が後期高齢者という状態は現在でも続いています。

また、宮城県では、平成23年度以降、割合の低下傾向が続いており、平成27年度に50%を割り込み、平成28年度には49.7%となっています。

さらに、全国では平成26年度までは割合が低下していましたが、平成27年度以降は上昇に転じ、平成28年度には48.6%となっています。

図表 第1号被保険者に占める後期高齢者の割合の推移比較



出典：介護保険事業状況報告月報（各年度9月末）



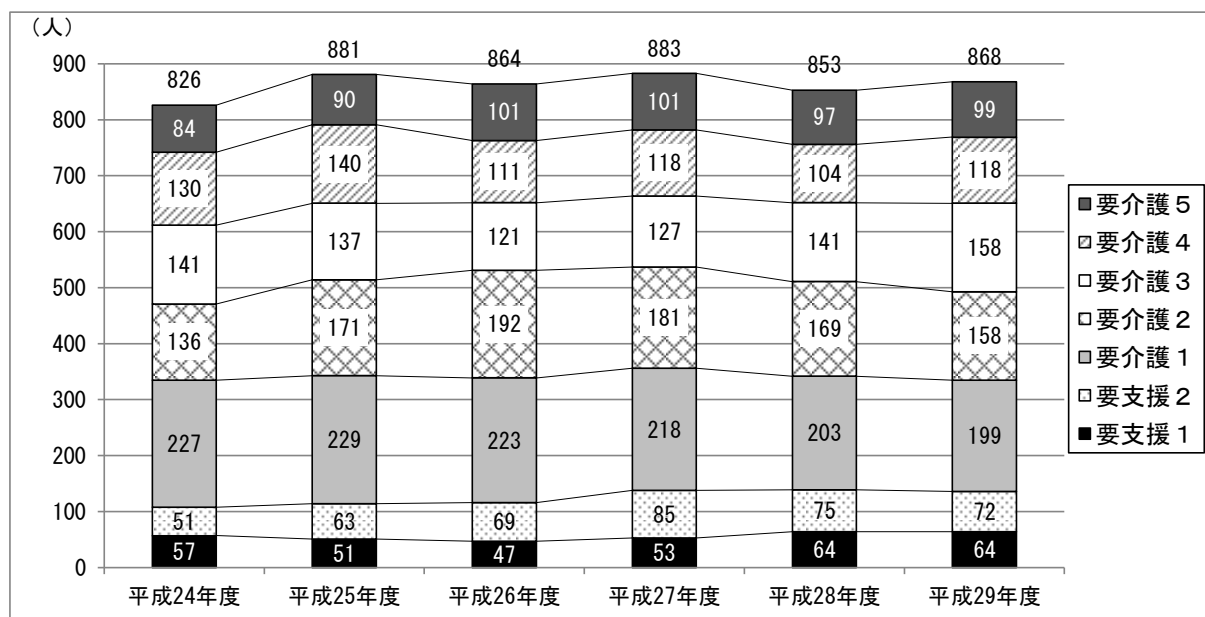
## 4 要介護認定者の状況

### (1) 要介護認定者数（要介護度別）の推移

介護保険事業状況報告月報（各年度9月末）による要介護認定者数（要介護度別）の推移をみると、認定者総数は平成25年度以降増減を繰り返しており、平成29年度には868人となっています。

これを要介護度別で見ると、要支援1と要介護3、要介護5で増加傾向となっています。要支援2は平成27年度まで増加傾向が続いていましたが、その後減少に転じ、平成28年度以降は要介護1・2と並んで減少傾向となっています。

図表 要介護認定者数の推移

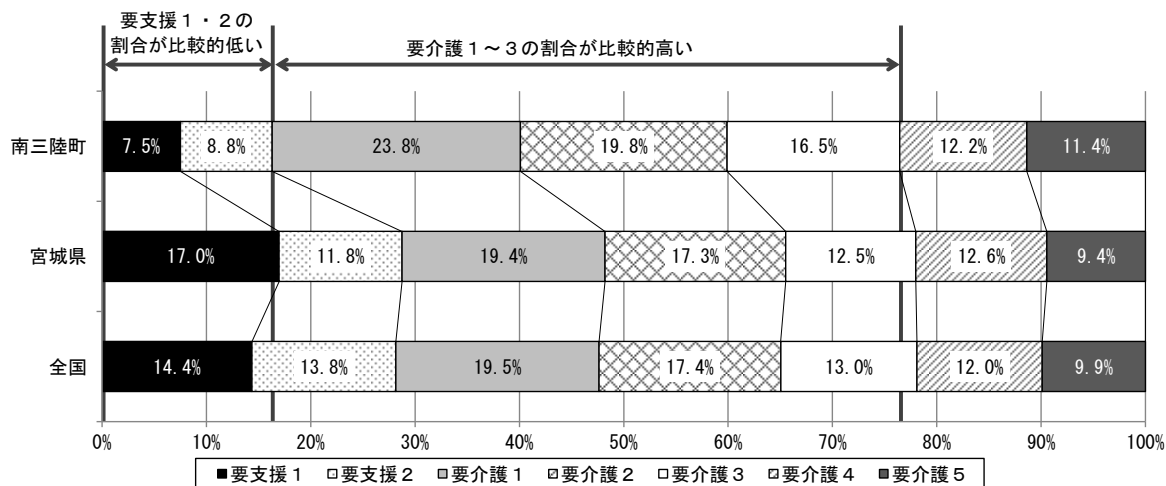


出典：介護保険事業状況報告月報（各年度9月末）

(2) 要介護認定状況の比較 (平成28年9月現在)

介護保険事業状況報告月報(平成28年9月末)による本町、宮城県、全国の要介護認定状況を比較すると、本町では要支援1・要支援2の割合が低く、要介護1～3の割合が比較的高くなっています。

図表 要介護認定状況の比較



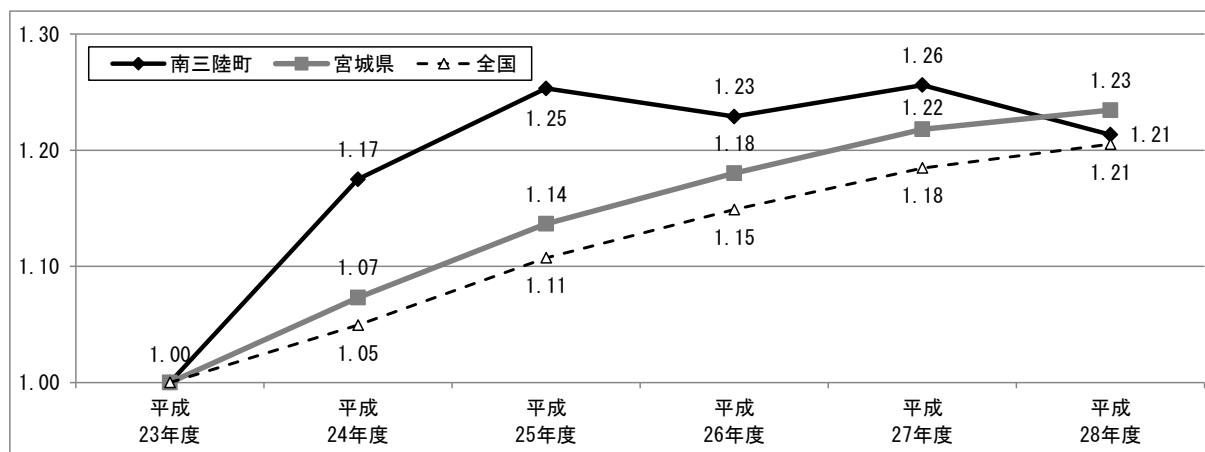
出典：介護保険事業状況報告月報(平成28年9月)

(3) 要介護認定者数の推移（平成23年度＝1）

介護保険事業状況報告月報（各年度9月末）による要介護認定者数の推移をみると、平成23年度から平成25年度までにかけて25%増加しましたが、平成26年度以降は増減を繰り返しており、平成28年には1.21と平成25年度を下回る人数となっています。

その一方で、全国、宮城県では増加傾向が続いており、全国では1.21、宮城県では1.23となっており、本町と同程度の増加となっています。

図表 第1号被保険者（後期高齢者）数の推移比較



区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
本町の要介護認定者数 (人)	703	826	881	864	883	853

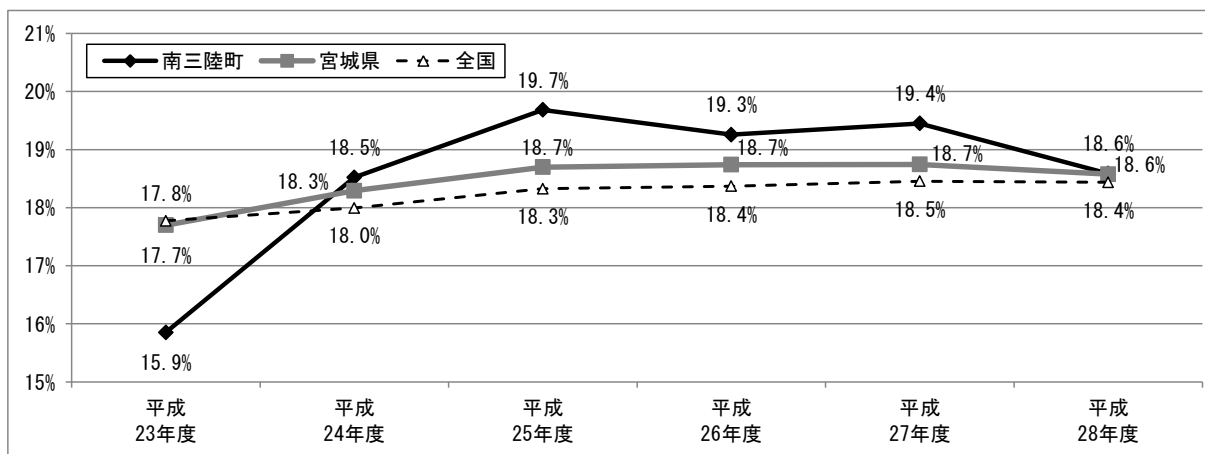
出典：介護保険事業状況報告月報（各年度9月末）

(4) 要介護認定率の推移

介護保険事業状況報告月報（各年度9月末）による要介護認定率の推移をみると、平成23年度には東日本大震災の影響により介護認定審査会の活動が停滞していたため、15.9%と全国の17.8%、宮城県の17.7%より低水準となっていました。その後、介護認定審査会の活動が通常に戻ったことで平成25年度にかけて大幅に上昇し、平成25年度には19.7%となり全国や宮城県を上回っています。

なお、平成26年度以降は、ゆるやかな低下傾向となり、平成28年度には全国や宮城県とほぼ同水準で推移しています。

図表 要介護認定率の推移比較



出典：介護保険事業状況報告月報（各年度9月末）

## 第3節 アンケート調査結果の概要

このアンケート調査は、『南三陸町高齢者福祉計画・介護保険事業計画』の改訂に向けて、国が策定したモデル調査票を基に、町の独自設問を加え、高齢者の状況を把握するために実施したものです。

### 1 調査の概要

○調査対象：

種別	対象
要介護認定を受けていない方(以下「未認定者」)、要支援認定者への調査 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	平成28年12月1現在で、町内で生活する未認定者、要支援認定者
在宅で生活する要支援、要介護認定者への調査(在宅介護実態調査)	平成28年12月1現在で、町内で在宅生活をしている要支援・要介護認定者

○調査期間：平成28年12月16日～平成29年1月6日

○調査方法：郵送配付・回収

○配付・回収：

種別	配付数	回収数	有効票	回収率
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	1,000票	542票	540票	54.0%
在宅介護実態調査	506票	267票	266票	52.6%

## 2 結果の概要

### (1) 家族や知人等との食事の機会は、「週1回以下」が36.5%

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

家族や知人等との食事の機会の有無について、「毎日ある」が50.4%と最も割合が高く、次いで「年に何度かある」が17.2%、「月に何度かある」が11.3%となっています。なお、機会が「月に何度かある」「年に何度かある」「ほとんどない」を合わせた「週1回以下」とすると、36.5%が「週1回以下」となります。

これを家族構成別でみると、「ひとり暮らし」では「週1回以下」が73.7% (76人中56人) と高い割合となっています。なお、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」「夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)」といった配偶者のいる高齢者、「息子・娘との2世帯」「その他」といったその他の家族がいる高齢者でも「週1回以下」が20~40%台となっており、家族構成に関わらず一定の割合がみられます。

図表 家族構成別 家族や知人等との食事の機会の有無 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

	合計	どなたかと食事をとる機会						週1回以下	
		毎日ある	週に何度かある	月に何度かある	年に何度かある	ほとんどない	無回答		
全体	540 100.0	272 50.4	37 6.9	61 11.3	93 17.2	43 8.0	34 6.3	197 36.5	
家族構成	ひとり暮らし	76 100.0	3 3.9	16 21.1	21 27.6	22 28.9	13 17.1	1 1.3	56 73.7
	夫婦2人暮らし (配偶者65歳以上)	116 100.0	57 49.1	6 5.2	16 13.8	22 19.0	9 7.8	6 5.2	47 40.5
	夫婦2人暮らし (配偶者64歳以下)	21 100.0	12 57.1	2 9.5	3 14.3	2 9.5	1 4.8	1 4.8	6 28.6
	息子・娘との2世帯	141 100.0	100 70.9	7 5.0	6 4.3	21 14.9	7 5.0	0 0.0	34 24.1
	その他	130 100.0	85 65.4	4 3.1	12 9.2	19 14.6	9 6.9	1 0.8	40 30.8

### (2) 健康状態が「とてもよい」人のうち、幸福度10点満点は37.3%

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

幸福度を10点満点で表すと、「5点」が25.9%と最も割合が高く、次いで「8点」が19.8%、「10点」が15.7%となっています。

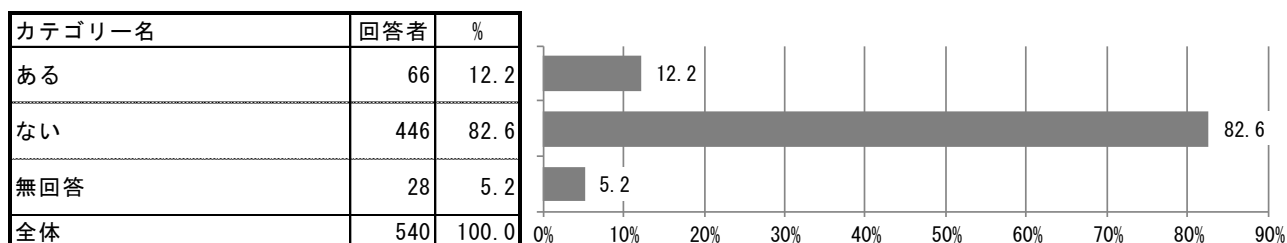
これを現在の健康状態別でみると、「とてもよい」では「10点」が37.3%と全体(15.7%)の2倍以上の割合となっており、健康状態がいいと、幸福度も高くなるとみられます。

図表 健康状態別 幸福度 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

	合計	現在の幸福度											無回答	
		0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点		
全体	540 100.0	3 0.6	7 1.3	4 0.7	19 3.5	21 3.9	140 25.9	33 6.1	51 9.4	107 19.8	43 8.0	85 15.7	27 5.0	
現在の健康状態	とてもよい	59 100.0	0 0.0	1 1.7	1 1.7	1 1.7	0 0.0	6 10.2	1 1.7	3 5.1	14 23.7	8 13.6	22 37.3	2 3.4
	まあよい	352 100.0	1 0.3	5 1.4	2 0.6	9 2.6	13 3.7	98 27.8	24 6.8	36 10.2	74 21.0	27 7.7	52 14.8	11 3.1
	あまりよくない	99 100.0	1 1.0	1 1.0	1 1.0	5 5.1	8 8.1	32 32.3	6 6.1	10 10.1	18 18.2	5 5.1	6 6.1	6 6.1
	よくない	16 100.0	1 6.3	0 0.0	0 0.0	3 18.8	0 0.0	4 25.0	2 12.5	2 12.5	1 6.3	1 6.3	2 12.5	0 0.0

(3) 介護予防教室に参加経験のない高齢者が82.6%。その理由は「特に理由はない、なんとなく参加していない」が49.1%（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）  
 介護予防教室・講座への参加経験について、「ある」が12.2%、「ない」が82.6%となっています。

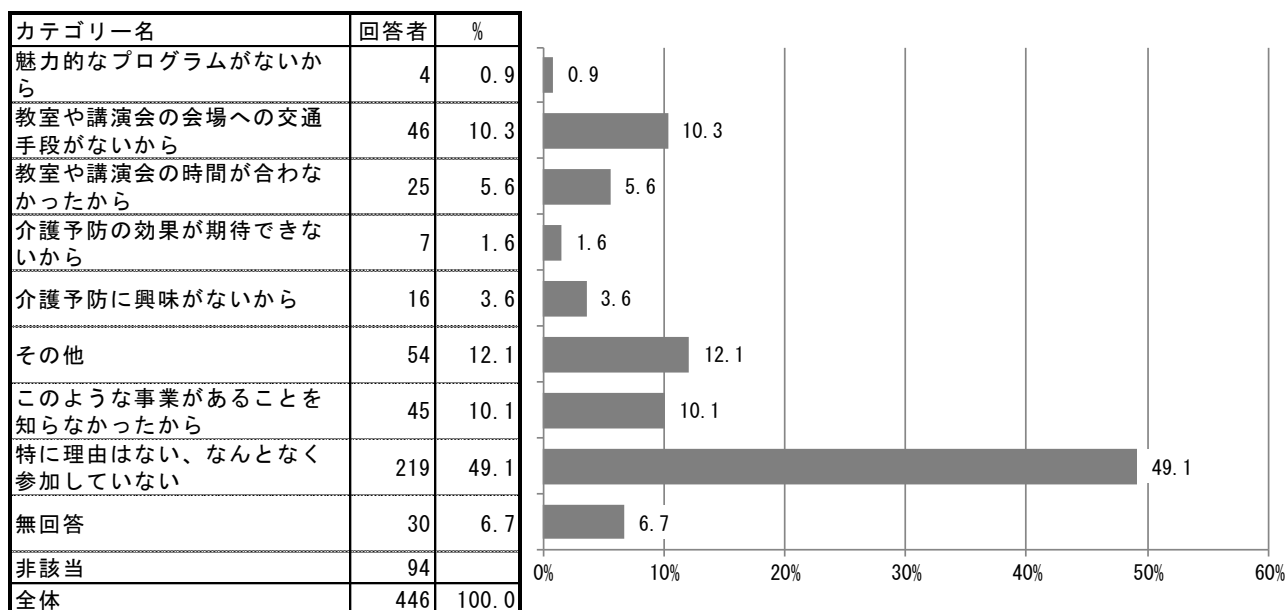
図表 介護予防教室への参加経験の有無



介護予防教室・講座への参加経験がない理由について、「特に理由はない、なんとなく参加していない」が49.1%と最も割合が高く、次いで「その他」が12.1%、「教室や講演会の会場への交通手段がないから」が10.3%となっています。

なお、「その他」の内容として「仕事をしているため」の回答が多くみられます。

図表 介護予防教室への参加経験がない理由



(4) 買物時に自分で車、バイクを運転する高齢者は、80代でも18%台

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

買物時の交通手段について、「自分で運転する車、バイク」が43.1%と最も割合が高く、次いで「家族の運転する車」が32.4%、「バス」が5.2%となっています。

これを年齢階層別で見ると、70代以下では「自分で運転する車、バイク」、80代以上では「家族の運転する車」が最も高い割合となっています。

なお、80代でも「自分で運転する車、バイク」の回答がみられ、「80～84歳」で18.5%、「85～89歳」で18.8%となっており、ともに18%台となっています。

図表 年齢階層別 買物時の交通手段

		合計	買物時の主な交通手段								
			自分で運転する車、バイク	家族の運転する車	徒歩	自転車	バス	タクシー	ヘルパーなどに頼む	その他	無回答
全体		540 100.0	233 43.1	175 32.4	25 4.6	8 1.5	28 5.2	5 0.9	0 0.0	25 4.6	41 7.6
年齢	65～69歳	162 100.0	121 74.7	22 13.6	2 1.2	0 0.0	4 2.5	1 0.6	0 0.0	2 1.2	10 6.2
	70～74歳	71 100.0	42 59.2	15 21.1	3 4.2	2 2.8	3 4.2	0 0.0	0 0.0	3 4.2	3 4.2
	75～79歳	96 100.0	36 37.5	34 35.4	5 5.2	0 0.0	10 10.4	0 0.0	0 0.0	4 4.2	7 7.3
	80～84歳	119 100.0	22 18.5	55 46.2	10 8.4	3 2.5	9 7.6	3 2.5	0 0.0	5 4.2	12 10.1
	85～89歳	64 100.0	12 18.8	32 50.0	3 4.7	2 3.1	2 3.1	1 1.6	0 0.0	6 9.4	6 9.4
	90歳以上	28 100.0	0 0.0	17 60.7	2 7.1	1 3.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 17.9	3 10.7

(5) 介護保険料の負担軽減と介護保険サービスの充実の比較について、負担軽減を望む意見が33.6%、サービスの充実を望む意見が17.9%

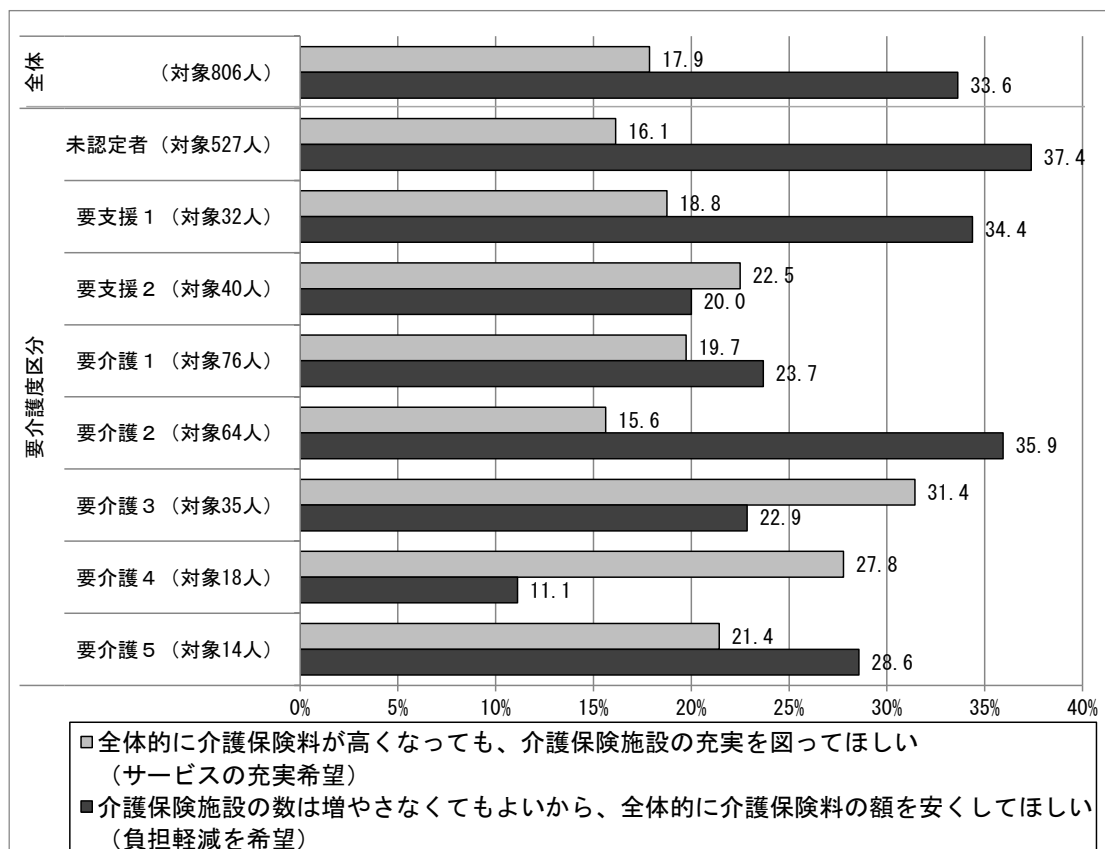
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査)

介護保険施設の充実を望む「全体的に介護保険料が高くなっても、介護保険施設の充実を図ってほしい」と、負担軽減を望む「介護保険施設の数が増やさなくてもよいから、全体的に介護保険料の額を安くしてほしい」を比較すると、「全体的に介護保険料が高くなっても、介護保険施設の充実を図ってほしい」が17.9%、「介護保険施設の数が増やさなくてもよいから、全体的に介護保険料の額を安くしてほしい」が33.6%となっており、負担軽減を望む意見が多くなっています。

これを要介護度別で見ると、要介護認定を受けていない「未認定者」や比較的要介護度が低い「要支援1」「要介護1」「要介護2」では「介護保険施設の数が増やさなくてもよいから、全体的に介護保険料の額を安くしてほしい」の割合が高くなっていますが、比較的要介護度が高い「要介護3」「要介護4」では「全体的に介護保険料が高くなっても、介護保険施設の充実を図ってほしい」の割合が高くなっています。(要支援2と要介護5では、両回答の差が1人のため分析から除外。)



図表 要介護区分別 「サービスの充実希望」と「負担軽減希望」の比較



(6) 家族介護者のうち、60代以上が56.1% (在宅介護実態調査)

主な介護者の年齢について、「60代」が39.3%と最も割合が高く、次いで「50代」が28.6%、「80代以上」が9.7%となっています。

これを調査対象者の年齢階層別で見ると、「60代以上」の介護者の合計は56.1%と半数以上となっています。なかには、高齢者の子ども・その配偶者でありながら60代以上の方もみられ、「親子での老老介護」が行われている世帯があると考えられます。

図表 年齢階層別 主な介護者の年齢階層

	合計	主な介護者の年齢											60代以上
		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	わからない	無回答	非該当	
全体	196	0	0	4	14	56	77	14	19	1	11	70	110
	100.0	0.0	0.0	2.0	7.1	28.6	39.3	7.1	9.7	0.5	5.6		56.1
調査対象者の年齢	64歳以下	6	0	1	0	2	3	0	0	0	0	1	3
		100.0	0.0	0.0	16.7	0.0	33.3	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0
	65~69歳	9	0	0	0	0	7	2	0	0	0	2	9
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	77.8	22.2	0.0	0.0	0.0		100.0
	70~74歳	10	0	1	1	0	3	5	0	0	0	4	8
		100.0	0.0	0.0	10.0	10.0	0.0	30.0	50.0	0.0	0.0	0.0	80.0
	75~79歳	15	0	0	0	3	6	0	4	0	0	2	4
		100.0	0.0	0.0	0.0	20.0	40.0	0.0	26.7	0.0	0.0	13.3	26.7
	80~84歳	39	0	0	1	4	16	5	0	9	0	4	24
	100.0	0.0	0.0	2.6	10.3	41.0	12.8	0.0	23.1	0.0	10.3	35.9	
85~89歳	59	0	0	1	4	20	26	0	5	1	2	14	
	100.0	0.0	0.0	1.7	6.8	33.9	44.1	0.0	8.5	1.7	3.4	52.5	
90歳以上	58	0	0	0	2	12	33	3	5	0	3	19	
	100.0	0.0	0.0	0.0	3.4	20.7	56.9	5.2	8.6	0.0	5.2	70.7	

(7) 暮らしにくさを感じている高齢者は「日常の移動手段となる公共交通の充実」に期待している（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査）

町に期待する施策は、「気軽に何でも相談できるような体制の充実」が 41.9%と最も割合が高く、次いで「日常の移動手段となる公共交通の充実」が 36.2%、「自宅や通所して受けられる支援サービスの充実」が 30.6%となっています。

これを町の暮らしやすさの感じ方別でみると、暮らしやすさを感じている人では「気軽に何でも相談できるような体制の充実」、暮らしにくさを感じている人では「日常の移動手段となる公共交通の充実」の回答が最も高い割合となっています。

したがって、地域をより暮らしやすくするため、「日常の移動手段となる公共交通の充実」への期待が高いと考えられます。

図表 町の暮らしやすさ別 町に期待する施策

	合計	高齢者にとって暮らしやすいまちになるために、町が重点的に進めるべきこと												
		地域の 人々との 交流を 活発に する 環境 づくり	気軽 に何 でも 相談 でき るよ うな 体制 の充 実	健康 づく りや 医療 面で の支 援サ ービ スの 充実	自 宅 や 通 所 し て 受 け ら れ る 支 援 サ ー ビ ス の 充 実	入 所 す る 施 設 の 増 加	成 熟 な サ ー ビ ス の 充 実	ヘル パー や ボ ラ ン テ ィ ア の 育 成	生 き が い や 就 労 な ど 、 高 齢 者 の 自 立 に 向 け た 取 り 組 み の 充 実	日 常 の 移 動 手 段 と な る 公 共 交 通 の 充 実	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い	無 回 答
全体	806 100.0	166 20.6	338 41.9	240 29.8	247 30.6	193 23.9	78 9.7	99 12.3	292 36.2	17 2.1	25 3.1	50 6.2	86 10.7	
町の 暮 ら し やす さ	とても暮らしやすい	41 100.0	16 39.0	21 51.2	9 22.0	12 29.3	2 4.9	5 12.2	4 9.8	1 2.4	1 2.4	3 7.3	2 4.9	
	どちらかといえば、 暮らしやすい	230 100.0	67 29.1	116 50.4	84 36.5	93 40.4	60 26.1	28 12.6	29 12.6	1 0.4	10 4.3	6 2.6	8 3.5	
	どちらかといえば、 暮らしにくい	126 100.0	24 19.0	51 40.5	50 39.7	31 24.6	39 31.0	14 11.1	21 16.7	71 56.3	4 3.2	0 0.0	3 2.4	8 6.3
	暮らしにくい	106 100.0	16 15.1	35 33.0	24 22.6	39 36.8	27 25.5	10 9.4	11 10.4	52 49.1	8 7.5	3 2.8	8 7.5	5 4.7
	どちらともいえな い・わからない	234 100.0	41 17.5	109 46.6	70 29.9	68 29.1	56 23.9	21 9.0	30 12.8	93 39.7	3 1.3	10 4.3	29 12.4	8 3.4

## 第4節 第6期計画の進捗状況

第6期計画値及び実績値の比較から、計画の進捗状況を次のとおり整理します。

### 1 第1号被保険者・要介護認定者数

第1号被保険者・要介護認定者数について、平成27年度と平成28年度の計画値と実績値を比較すると、第1号被保険者数については、計画値を若干上回る推移となっています。

要介護認定者数は、総数は概ね計画値に近い値となっています。また、要支援1・2は計画値を16%～18%程度上回っています。その一方、要介護1～5は、平成27年度は計画値に近い値でしたが、平成28年度には4.4%下回っています。

図表 被保険者・要介護認定者数

	平成27年度			平成28年度		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
第1号被保険者 (人)	4,433	4,540	102.4%	4,419	4,589	103.8%
要介護認定者数 (人)	868	883	101.7%	865	853	98.6%
要支援1・2 (人)	119	138	116.0%	118	139	117.8%
要介護1～5 (人)	749	745	99.5%	747	714	95.6%

資料：保健福祉課

### 2 総給付費

総給付費について、平成27年度と平成28年度の計画値と実績値を比較すると、地域密着型サービスでは平成27年度に計画値を11.7%上回っていますが、その他の区分では計画値を下回っています。

総計でみると、平成27年度、平成28年度ともに計画値を下回っており、特に平成28年度では計画値を13.7%下回っています。

図表 給付費の推移

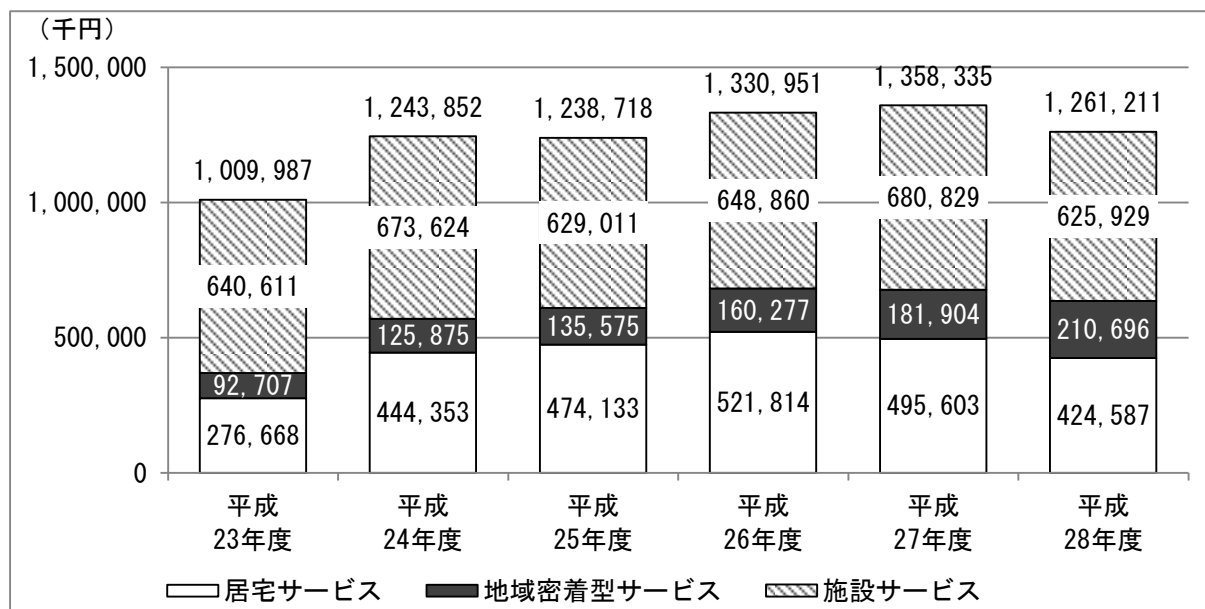
	平成27年度			平成28年度		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
居宅サービス (千円)	538,258	495,603	92.1%	522,324	424,587	81.3%
地域密着型サービス (千円)	162,879	181,904	111.7%	225,262	210,696	93.5%
施設サービス (千円)	715,063	680,829	95.2%	714,503	625,929	87.6%
総計 (千円)	1,416,200	1,358,335	95.9%	1,462,089	1,261,211	86.3%

資料：保健福祉課

(参考) 近年の総給付費の推移

近年の総給付費の推移をみると、平成23年度では10億円程度でしたが、平成24年度と25年度では12億円を超え、平成27年には13億58百万となっています。その後は減少し、平成28年度には12億61百万円となっています。

図表 給付費の推移



(単位：千円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
居宅サービス	訪問サービス	78,894	129,537	134,081	141,390	114,396	97,326
	通所サービス	91,198	170,755	187,882	223,264	221,853	174,188
	短期入所サービス	35,127	47,541	52,867	56,968	50,972	49,269
	福祉用具・住宅改修	22,477	31,422	32,728	33,275	34,822	33,276
	特定施設入所者生活介護	9,279	8,179	4,096	3,958	4,190	4,156
	介護予防支援・居宅介護支援	39,693	56,919	62,479	62,959	69,371	66,372
地域密着型サービス		92,707	125,875	135,575	160,277	181,904	210,696
施設サービス		640,611	673,624	629,011	648,860	680,829	625,929
総計		1,009,987	1,243,852	1,238,718	1,330,951	1,358,335	1,261,211

※ 図表中の各項目の数値は千円単位で四捨五入しているため、合計値と一致しないことがあります。

資料：介護保険事業状況報告

## 第5節 前期計画の検証

### (1) 施策目標1 住み慣れた地域で生涯にわたり暮らし続けられる「つながりのまちづくり」

分類	実施状況（概要）
<b>1-1 地域包括ケアシステムの構築</b>	
<b>1-1-1：新しい介護予防事業・日常生活支援総合事業</b> <事業・サービス> ○ 介護予防把握事業 ○ 介護予防普及啓発事業 ○ 地域介護予防活動支援事業 ○ 一般介護予防事業評価事業 ○ 地域リハビリテーション活動支援事業	○ ほぼ計画通りに進めています。 ○ 介護予防普及啓発事業については、参加者が固定化する傾向がみられます。
<b>1-1-2：包括的支援事業</b> <事業・サービス> ○ 介護予防ケアマネジメント ○ 総合相談支援 ○ 権利擁護 ○ 包括的・継続的ケアマネジメント ○ 地域ケア会議の充実	○ 計画に掲げている5事業のうち、包括的・継続的ケアマネジメントは計画通りに進められています。 ○ その他の4事業は、事業の周知や関係機関との連携や職員のスキルアップ等の強化が必要です。
<b>1-1-3：在宅医療・介護連携の推進</b> <取り組み概要> ○ 医療と介護の連携体制の構築 ○ 住み慣れた地域での生活継続支援	○ ほぼ計画通りに進めています。
<b>1-1-4：生活支援体制整備の推進</b> <取り組み概要> ○ 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置・運営	○ ほぼ計画通りに進めています。
<b>1-1-5：認知症施策の推進</b> <取り組み概要> ○ 認知症初期集中支援チームの導入 ○ 相談業務の強化、体制の充実 ○ 認知症ケアパスの作成、地域支援の活用、連携 ○ 認知症サポーターの育成	○ ほぼ計画通りに進めています。 ○ なお、取り組みは進めているものの、認知症に関する理解はまだ不十分のため、一層の普及啓発が必要です。

分 類	実施状況（概要）
<p><b>1-1-6：高齢者の居住安定に係る施策</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域での生活継続のための支援体制の整備</li> <li>○ 住宅改修のアドバイス</li> <li>○ 高齢者向け住宅の供給促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成29年度に復興住宅の整備が完了したため、これから本格的な取り組みが始まる状況です。</li> </ul>
<b>1-2 介護保険サービスの体制充実</b>	
<p><b>1-2-1：居宅サービス</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ケアマネジメントの強化、サービスの質的向上</li> <li>○ 個々の状況に応じたサービス提供体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居宅サービスの利用件数、給付費が計画値を下回っています。</li> <li>○ 訪問介護事業所の撤退、介護人材の不足が大きな課題となっており、人材確保のための対策が急務となっています。</li> </ul>
<p><b>1-2-2：地域密着型サービス</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域ニーズに応じたサービスの提供体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域密着型サービスについては、提供体制が整ってきています。</li> </ul>
<p><b>1-2-3：施設サービス</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切な入所、中長期的な整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の整備計画はなく、既存の施設で運営されています。</li> </ul>
<p><b>1-2-4：特別養護老人ホームの重点化</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要介護3以上の認定者が適切なサービスを受ける場としての機能の重点化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重度者が適切なサービスを受ける場として、機能を充実した取り組みが進められています。</li> </ul>
<b>1-3 認知症高齢者等及び家族への支援</b>	
<p><b>1-3-1：権利擁護に関する制度・事業の周知と利用促進</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 権利擁護の観点からの相談対応、制度の案内、利用援助</li> <li>○ 認知度向上に向けた制度の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見制度への理解が進まない状況が続いており、なお一層、周知を図る必要があります。</li> </ul>

分 類	実施状況（概要）
<p><b>1-3-2：高齢者等の虐待防止と早期発見・早期対応のための体制の充実</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者虐待の早期発見、対応に向けた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口の認知度や虐待についての認識をさらに高めるための取り組みが必要です。</li> </ul>
<p><b>1-3-3：家族介護者交流事業</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護者の交流、リフレッシュ事業の実施</li> <li>○ 自主グループの育成支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族介護者のリフレッシュ事業については、参加者は少ないものの継続が望まれています。</li> <li>○ 自主グループの育成支援については、参加者が少ないため、参加者の増加が必要です。</li> </ul>
<p><b>1-3-4：介護用品支給事業</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町民税非課税世帯を対象とした介護用品引換券の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅で高齢者を介護している家族、またはひとり暮らしの要介護者を対象に支給を行っています。</li> </ul>
<b>1-4 自立した生活を支える支援の充実</b>	
<p><b>1-4-1：通院等支援サービス事業</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成28年度にこれまでの通院支援サービス制度を廃止し、平成29年度から高齢者福祉タクシー利用助成事業を立ち上げたところであり、これからの評価となります。</li> </ul>
<p><b>1-4-2：軽度生活支援事業</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画期間内の利用実績はありません。</li> <li>○ 今後、日常生活支援事業への移行を含めた、実施方法の検討を行います。</li> </ul>
<p><b>1-4-3：訪問理美容サービス事業</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災以降休止となっているサービスであり、地域のニーズを把握しながら今後の事業について検討する必要があります。</li> </ul>
<p><b>1-4-4：高齢者生きがい活動等支援通所事業</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画期間内の利用実績はありません。</li> <li>○ 今後、日常生活支援事業への移行を含めた、実施方法の検討を行います。</li> </ul>
<p><b>1-4-5：配食サービス事業</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災以降休止しているサービスであり、地域のニーズを把握しながら、今後の事業について検討する必要があります。</li> </ul>

分類	実施状況（概要）
<b>1-4-6：ひとり暮らし高齢者等緊急通報事業</b> <取り組み概要> ○ 緊急通報システムの設置 ○ 地域見守り等の支援体制づくり	○ 緊急通報システムの設置については、必要な世帯に対応しています。 ○ 見守り等の支援体制については、地域コミュニティの構築を進めている段階であり、これからの取り組みとなります。
<b>1-4-7：介護家族等支援レスパイト事業</b>	○ 計画期間内の利用実績はありません。 ○ 介護者の高齢化等により、今後の利用が見込まれるため、体制の確保・充実が必要です。

(2) 施策目標2 いつまでも元気でいきいきと活躍する「健康のまちづくり」

分類	実施状況（概要）
<b>2-1 生涯にわたる健康づくりの推進</b>	
<b>2-1-1：健康診査の充実</b> <取り組み概要> ○ 特定健康診査、後期高齢者健康診査等の実施 ○ 受診方法や健診内容、保健指導の充実	○ 健診受診率が伸び悩んでおり、町民への広報啓発や受診方法の変更等、対策の検討が必要です。
<b>2-1-2：健康手帳</b> <取り組み概要> ○ 健康手帳の交付、活用促進	○ 健康手帳の活用状況が把握できていないため、把握方法の検討や活用状況の検証が必要です。
<b>2-1-3：健康教育</b>	○ 健康教育は、ほぼ計画通りに進めています。
<b>2-1-4：健康相談</b>	○ 健康相談は、ほぼ計画通りに進めています。
<b>2-1-5：生活不活発病の予防</b> <取り組み概要> ○ 生活機能評価による早期発見、予防対策の実施	○ 町内各地で個人や団体が取り組みを進め、定期的な情報発信も行っています。
<b>2-2 高齢者の生きがいくりと社会参加の促進</b>	
<b>2-2-1：高齢者などの健康意識の啓発</b> <取り組み概要> ○ 参加経験のない住民への参加促進	○ 平成27年度に策定した健康づくり計画に基づき、各地区で活動しています。



分 類	実施状況（概要）
<p><b>2-2-2：高齢者などの主体的な健康づくり活動の育成・支援</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公民館事業とタイアップしながら、実施回数等を充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年度に策定した健康づくり計画に基づき、各地区で活動しています。</li> </ul>
<p><b>2-2-3：生涯学習機会の充実</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等が積極的に参加できる工夫の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会場となる地域の拠点施設の整備を進めている状況であり、これからの取り組みとなります。</li> </ul>
<p><b>2-2-4：情報提供の充実</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者が集まり、学び、語り合う機会の創出</li> <li>○ 高齢者の社会参加機会の創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画通りの情報発信、講師派遣等を行っています。</li> </ul>
<p><b>2-2-5：老人クラブの育成と加入促進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域によっては自治会が設置されておらず、地域コミュニティの構築を進めている段階であり、これからの取り組みとなる地域もあります。</li> </ul>
<p><b>2-2-6：多様な交流機会の提供</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひとり暮らし高齢者等への社会参加活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域コミュニティの構築を進めている途上の地域が多いこと、ひとり暮らし高齢者が増えていること等により、必要性は高く、これから取り組みを進めていきます。</li> </ul>
<p><b>2-2-7：高齢者の就労機会の充実</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ シルバー人材センターの再構築に向けた関係機関等との協議、多様な就労機会の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ シルバー人材センター再開の検討はこれからの取り組みになります。</li> <li>○ 高齢者の就労機会の確保については、東日本大震災以降低迷が続いており、関係機関と協議をしながら対策を進めていく必要があります。</li> </ul>
<p><b>2-2-8：敬老会の開催と敬老祝い金の支給</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ より多くの高齢者が参加できるような開催方法等の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町内各地で復興住宅への入居や自宅再建が進んできたことから、敬老会への参加者が増加しています。</li> <li>○ 住民や関係機関等の意見を参考にしながら、敬老会のあり方を検討する必要性があります。</li> </ul>

(3) 施策目標3 高齢者にやさしい「安全・安心なまちづくり」

分 類	実施状況（概要）
<p><b>3-1 安全・安心な福祉のまちづくり</b></p>	
<p><b>3-1-1：安全・安心な地域づくりの推進</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害、犯罪、事故等を防ぎ安全な地域社会を築くための取り組みの推進</li> <li>○ 特に高齢者が巻き込まれやすい犯罪に関する啓発強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域コミュニティの構築を進めている途上の地域が多く、地域における安全・安心のための体制整備はこれからの取り組みとなります。</li> </ul>
<p><b>3-1-2：災害時要援護者対策</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時要援護者台帳（避難行動要支援者台帳）の更新、台帳登録者の拡充</li> <li>○ 新しい地域に適した消防団と自主防災組織の再構築・強化</li> <li>○ 避難支援方法と避難所運営方法の再整備</li> <li>○ 福祉避難所の協定締結の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域コミュニティの構築を進めている途上の地域が多く、災害時に避難の支援が必要な高齢者（避難行動要支援者）の把握や支援体制の整備はこれからの取り組みとなります。</li> </ul>
<p><b>3-1-3：外出支援策の検討</b></p> <p>&lt;取り組み概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外出や移動困難な高齢者等への支援策の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復興事業と合わせて、地域の高齢者のニーズに合った外出支援策の検討が必要です。</li> </ul>

## 第6節 高齢者施策推進に向けた課題の整理

### 課題1 高齢化の進行

本町の総人口は、減少傾向が続いており、その傾向は今後も続くと思われます。また、高齢者人口はこれまで増加傾向が続いてきましたが、高齢者人口も減少傾向に転ずることが見込まれています。なお、総人口の減少傾向が高齢者の減少傾向より大きいことから、高齢化率の上昇は当面続くことが見込まれます。

本町の高齢化率は、平成27年国勢調査では33.5%、住民基本台帳（平成28年10月1日）では33.7%となっており、町民の1/3以上が高齢者となっています。今後もこの傾向は続き、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年度には、高齢化率は40%を超えることも想定されます。

高齢化の進行とともに、寝たきりの高齢者、認知症高齢者といったように、介護や日常的な生活支援が必要な住民も増加することが考えられます。

また、高齢化に伴う自動車運転時の判断力の低下により、高齢者の交通事故が発生しやすくなっています。そのため、運転免許証の自主返納の促進や、その代替となる交通手段の検討が必要です。

さらには、介護者の高齢化も進んでおり「夫婦間の老老介護」だけではなく、子どもの世代が高齢化している「親子間での老老介護」の傾向がみえてきました。また、地域コミュニティの復興途上であることからひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯では、社会的な孤立が懸念され、各施策をとおして中長期的な支援体制の構築が必要です。

### 課題2 健康づくり、介護予防、認知症予防の推進

高齢化が進む中で、いつまでも健康でいきいきと暮らしていくために、健康寿命の延伸及び健康増進は最も重要な課題の1つです。

そのため、「自分の健康は自分で守る」という姿勢が大切であり、日頃からの健康への配慮や生活習慣病予防といった健康づくり活動と連携を図りながら、引き続き早い時期から健康づくりや介護予防対策に取り組む必要があります。また、後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が予想されることから、認知症予防への取り組みも必要です。

介護予防や認知症予防の取り組みについては、高齢になる前の段階からの介護予防や認知症予防に対する理解の向上や町の介護予防事業への参加を促します。また、運動機能や栄養状態といった「心身機能」の改善を目指すだけでなく、日常生活の「活動」を高め、家庭や社会への「参加」「交流」を促すといった、それぞれの要素にバランスのとれた取り組みが求められます。

東日本大震災以降の避難生活から新しい住宅・コミュニティでの生活に移行する高齢者が増えています。しかし、閉じこもりがちになり心身の機能低下が進む高齢者もみられることから、町の介護予防についての取り組みについては、生活不活発病の予防を通じて、介護予防に対する理解を高めるとともに、より多くの参加を促していくことが重要です。

### 課題3 認知症高齢者や家族介護者への支援

「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年度に向けて、認知症高齢者が増加すると見込まれています。今後は、これまで以上に地域の理解とともに、介護する家族に対しても認知症に関する正しい知識や介護に関する情報等の提供が必要です。

今後は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の構築に向けて、認知症の方やその家族を支援する体制づくりや権利擁護の推進に加え、一人ひとりの状況に応じた適切なサポートにつなげる仕組みづくり等についての検討が必要です。

### 課題4 地域生活を支える支援体制・地域包括ケアシステムの充実

平成29年3月に地域包括ケアシステムの構築に向けて、各種関係機関により「南三陸町地域包括ケア推進協議会」を設立しました。また、平成28年度から、これまでの介護予防事業を改編して「介護予防・日常生活支援総合事業」として、新たな制度の下で高齢者の介護予防や認知症予防などへの取り組みを強化したところです。

今後、高齢者の生活を支える「保健・福祉・医療の連携」にあたっては、在宅療養支援を一層充実させるため、必要な人材の確保とともに、関係機関及び専門的な人材同士の連携強化を図る必要があります。

また、地域包括ケアシステムの充実とともに、在宅高齢者や家族へのきめ細やかな支援を図るとともに、介護サービス等を補完する多様な生活支援を創出し、身近な地域で暮らし続けられる支援体制の整備、支援を担う人材の確保・育成が必要です。

### 課題5 安全・安心な地域づくり

平成26年9月に制定された「南三陸町安全・安心なまちづくり条例」に基づき、住み慣れた地域で安全・安心な暮らしが続けられるよう、住民との協働による取り組みが必要です。

東日本大震災以前と比べて、高齢になってからも健康づくりや生きがいがづくり等のために農業や漁業に取り組むといった機会が減少し、閉じこもりや孤立が懸念されます。そのため、生きがいがづくりや地域活動への参加機会を創出するとともに、参加しやすいよう、引き続き外出支援や移動手段の確保に向けた検討が必要となります。

また、東日本大震災を教訓に、自力での避難が困難な高齢者や避難後に介護・ケアが必要な高齢者の支援体制の充実が必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 本町の高齢化の見通し

#### 1 総人口・高齢者人口の見込み

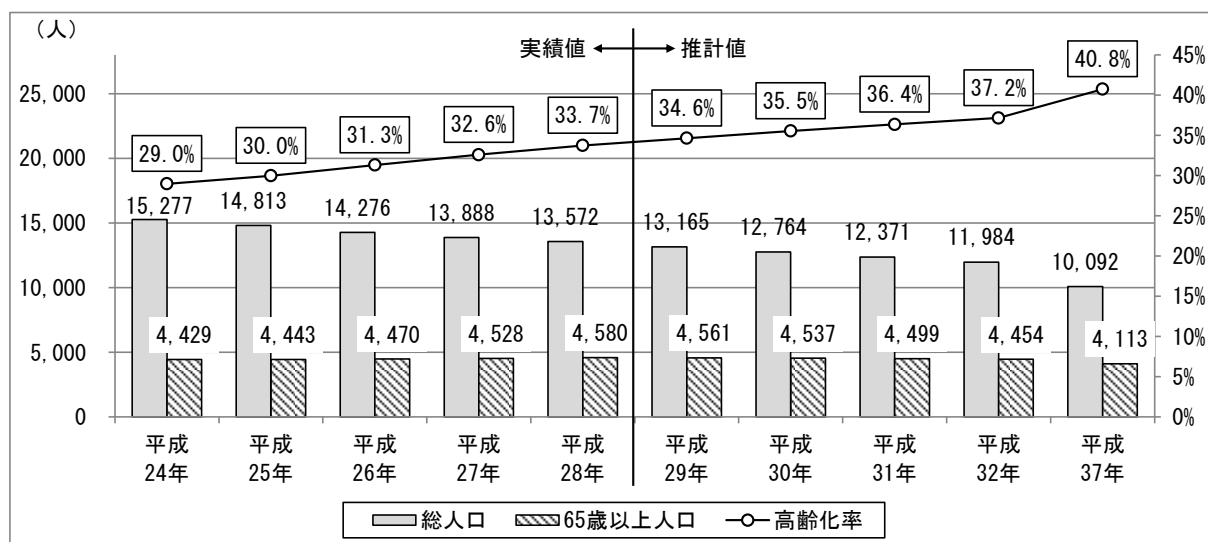
本町の総人口・高齢者人口をコーホート変化率法により推計すると、総人口は減少傾向が続き、第7期計画最終年の平成32年には11,984人となる見込みです。

また、65歳以上の高齢者人口は、平成28年の4,580人をピークに減少に向かうことが予想されます。

なお、高齢化率は、平成28年には33.7%と町民の1/3以上となっていますが、平成32年には37.2%とさらに上昇する見込みです。

「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年には、総人口10,092人、高齢者人口4,113人、高齢化率40.8%となり、町民の4割が高齢者となる見込みです。

図表 総人口・高齢者人口の見込み

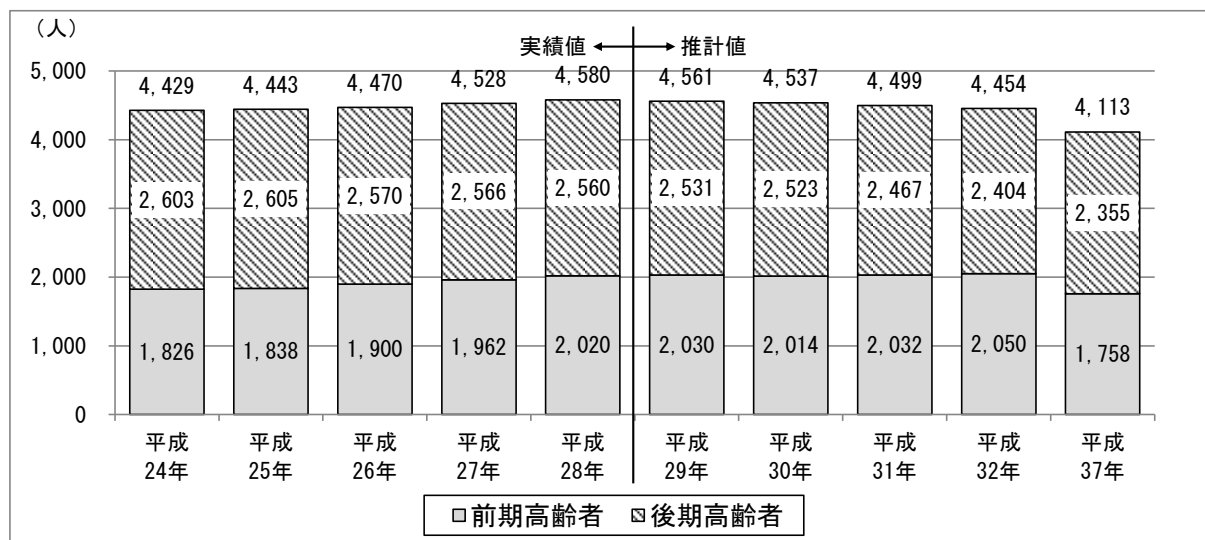


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）、コーホート変化率法による推計値

### 第3章 計画の基本的な考え方

高齢者を65～74歳の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者に分けると、前期高齢者は増加傾向が続いており、平成29年から平成30年にかけて一旦減少するものの、平成32年度までは増加傾向が続くことが見込まれます。その一方で、後期高齢者は平成25年以降減少傾向となっており、今後もその傾向が続くことが見込まれます。

図表 高齢者人口（前期高齢者・後期高齢者別）の見込み

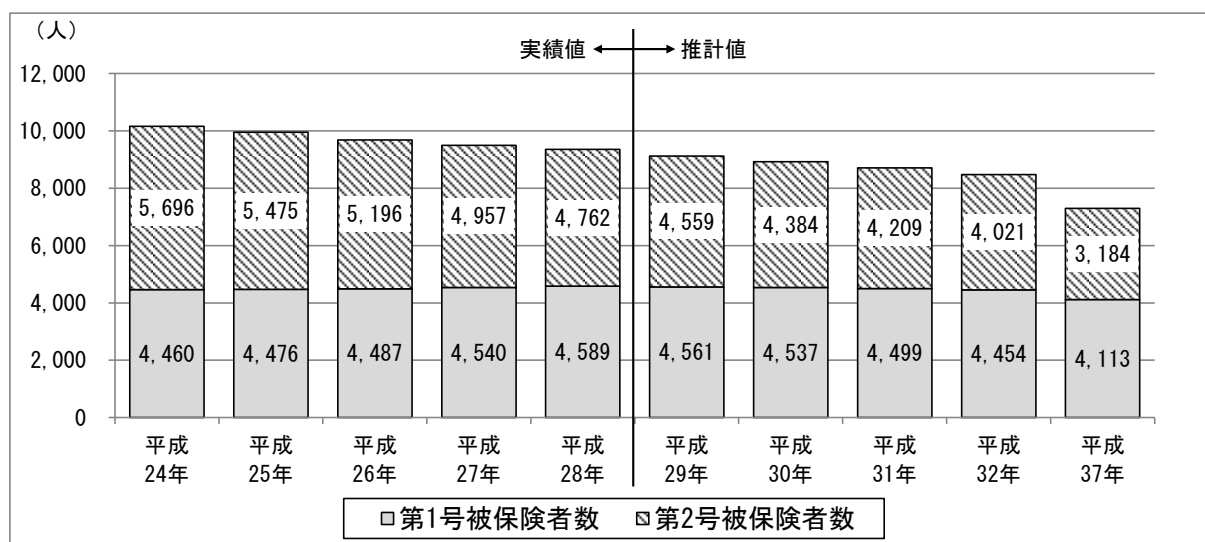


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）、コーホート変化率法による推計値

## 2 被保険者数の見込み

介護保険料の負担を担う、第1号、第2号被保険者数は、平成29年度以降はともに減少する見込みであり、計画最終年の平成32年には、第1号被保険者数は4,454人、第2号被保険者数は4,021人となる見込みです。

図表 被保険者数（第1号・第2号別）の見込み



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）、事業状況報告月報（各年9月末）、厚生労働省「見える化システム」による推計値

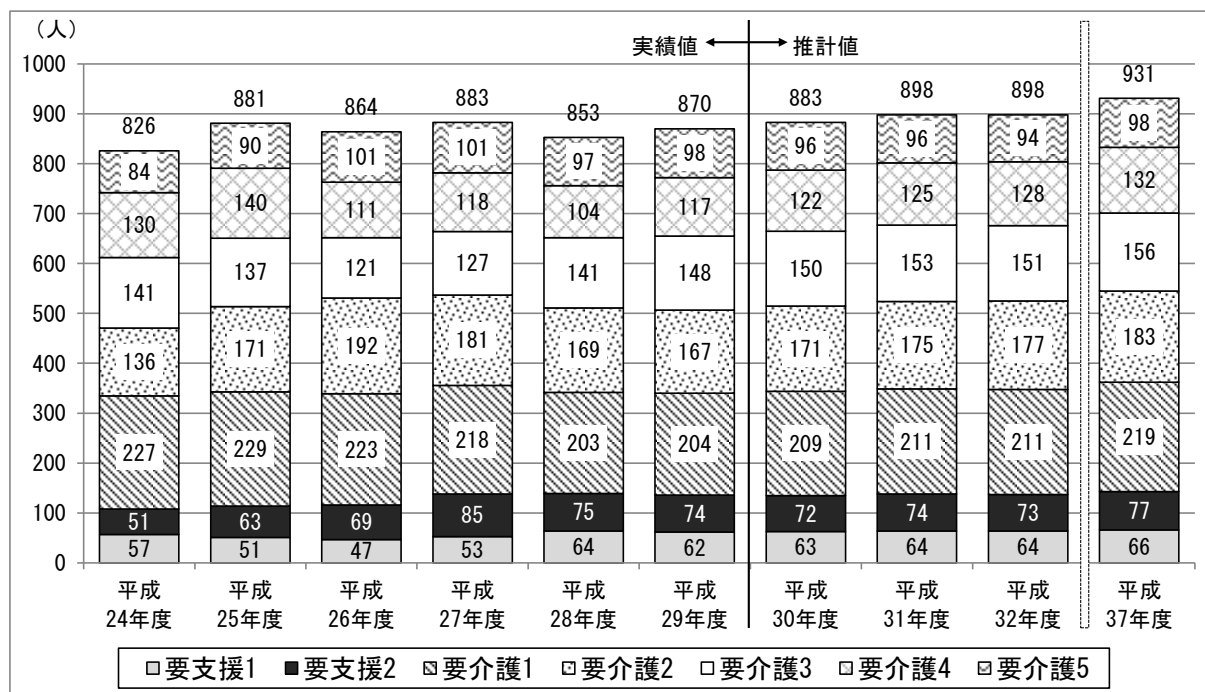
### 3 要介護認定者数の見込み

近年、要介護認定者数は増減を繰り返しており、平成25年度から平成29年度にかけて、853人から883人の範囲内で増減を繰り返しています。

平成28年度から平成29年度の認定者数の推移（性別、年齢別、要介護度別）が今後も続くとの想定により、第7期計画期間の要介護認定者数を算出すると、平成29年度以降の増加傾向が続くことが見込まれます（ただし、平成31年度、平成32年度は同数）。

その結果、平成29年度から平成32年度までの3年間で、要介護認定者は28人増加し、898人になることが見込まれます。

図表 要介護認定者数の見込み



資料：事業状況報告月報（各年9月末）、厚生労働省「見える化システム」による推計値

## 第2節 介護サービスの見込み

### 1 サービス量及び給付費の見込み

推計にあたっては、平成27年度から平成29年度（9月報告分）までの実績を基礎データとし、厚生労働省が運営する「地域包括ケア「見える化」システム」を利用して、サービス量及び給付費の変化（伸び率）を算出しています。

また、平成27年度から平成29年度までのサービス量及び給付費を基準として、今後の被保険者数、要介護認定者数の変化やサービス量及び給付費の変化をもとに、平成30年度から平成32年度までの各種サービス量や給付費を推計しています。



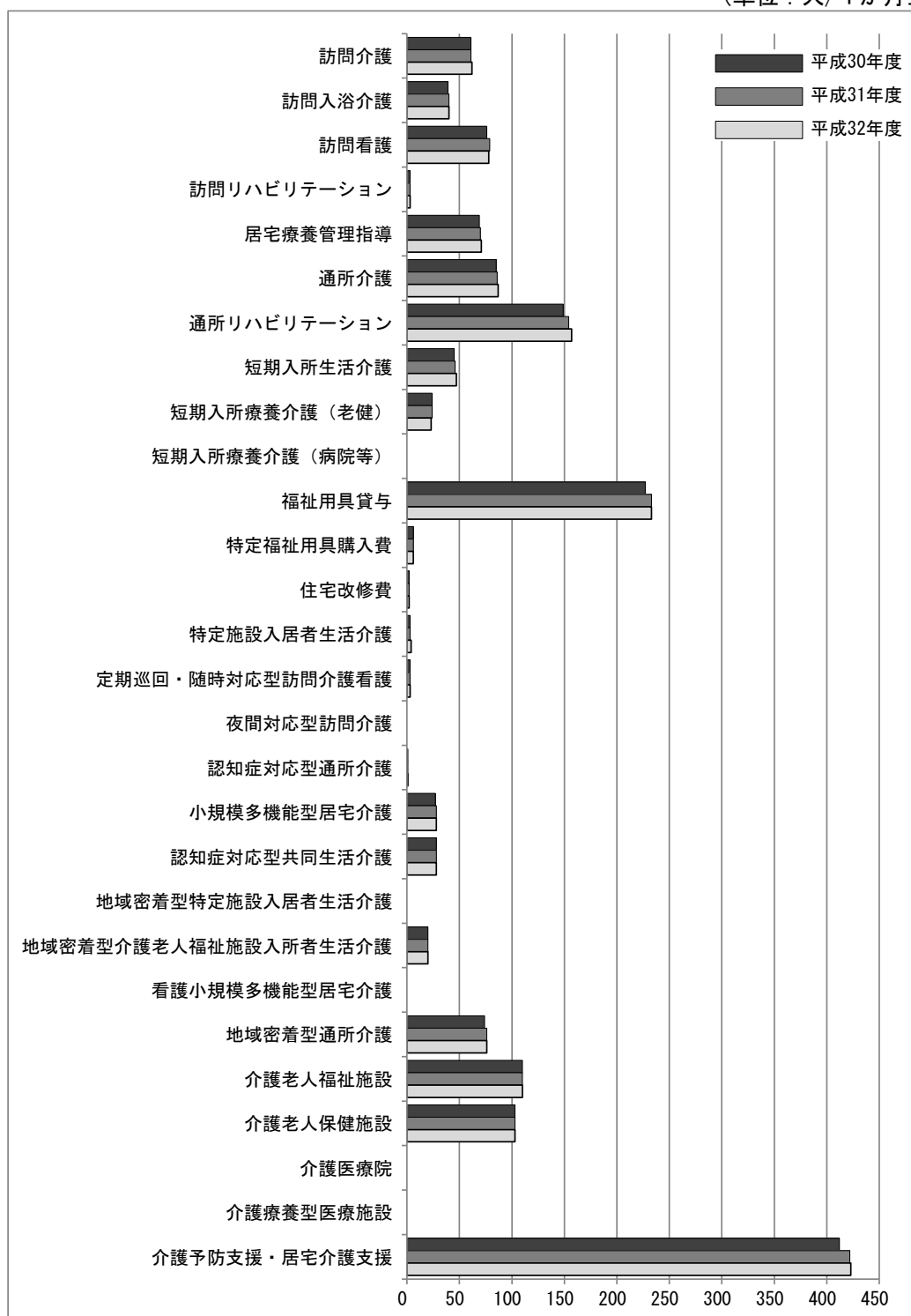
## 2 サービス利用者の見込み

介護給付及び介護予防給付による各サービスの利用者は、次のとおりです。

基本として、性別、年齢別、要介護度別の人数の伸びに合わせて、各サービスの利用者数は推移するものとします。

図表 サービス利用者の見込み（平成30～32年度）

（単位：人/1か月当たり）



資料：厚生労働省「見える化システム」による推計値

### 3 サービス量の見込み

#### (1) 介護給付に係るサービス量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
◎居宅サービス				
訪問介護	回数(回/月)	1,211.8	1,211.8	1,243.0
	人数(人/月)	61	61	62
訪問入浴介護	回数(回/月)	170.3	173.4	173.4
	人数(人/月)	39	40	40
訪問看護	回数(回/月)	554.6	574.9	564.8
	人数(人/月)	75	78	77
訪問リハビリテーション	回数(回/月)	12.2	12.2	12.2
	人数(人/月)	3	3	3
居宅療養管理指導	人数(人/月)	69	70	71
通所介護	回数(回/月)	659.1	667.5	675.4
	人数(人/月)	85	86	87
通所リハビリテーション	回数(回/月)	920.0	954.1	971.8
	人数(人/月)	134	139	142
短期入所生活介護	日数(日/月)	339.0	346.4	354.5
	人数(人/月)	43	44	45
短期入所療養介護(老健)	日数(日/月)	151.1	151.1	142.7
	人数(人/月)	23	23	22
短期入所療養介護(病院等)	日数(日/月)	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人/月)	217	223	223
特定福祉用具購入費	人数(人/月)	5	5	5
住宅改修費	人数(人/月)	2	2	2
特定施設入居者生活介護	人数(人/月)	3	3	4
◎地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人/月)	3	3	3
夜間対応型訪問介護	人数(人/月)	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数(回/月)	6.6	6.6	6.6
	人数(人/月)	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	人数(人/月)	20	21	21
認知症対応型共同生活介護	人数(人/月)	28	28	28
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人/月)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人/月)	20	20	20
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人/月)	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回/月)	485.6	500.1	498.8
	人数(人/月)	74	76	76
◎施設サービス				
介護老人福祉施設	人数(人/月)	110	110	110
介護老人保健施設	人数(人/月)	103	103	103
介護医療院	人数(人/月)	0	0	0
介護療養型医療施設	人数(人/月)	0	0	0
◎居宅介護支援	人数(人/月)	364	373	374

資料：厚生労働省「見える化システム」による推計値

(2) 介護予防給付に係るサービス量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
◎介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	回数(回/月)	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回/月)	6.8	6.8	6.8
	人数(人/月)	1	1	1
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回/月)	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人数(人/月)	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	人数(人/月)	15	15	15
介護予防短期入所生活介護	日数(日/月)	9.4	9.4	9.4
	人数(人/月)	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日/月)	4.2	4.2	4.2
	人数(人/月)	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日/月)	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人/月)	10	10	10
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人/月)	1	1	1
介護予防住宅改修	人数(人/月)	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人/月)	0	0	0
◎地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回/月)	0.0	0.0	0.0
	人数(人/月)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人/月)	7	7	7
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人/月)	0	0	0
◎介護予防支援	人数(人/月)	48	49	49

資料：厚生労働省「見える化システム」による推計値

(3) 地域支援事業に係るサービス量

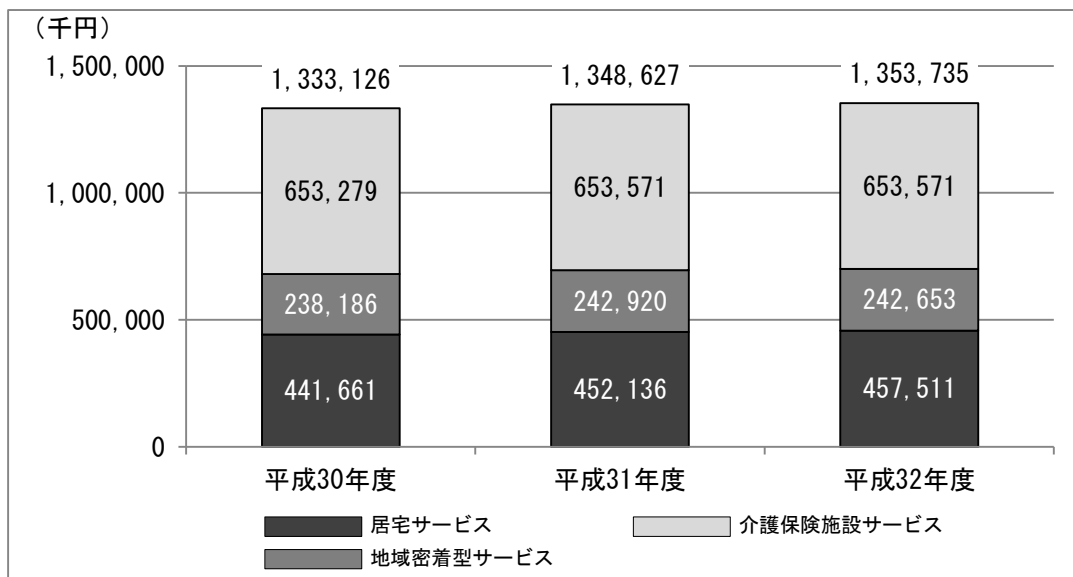
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問介護	利用者数(人/月)	14	16	18
	利用回数(回/年)	56	64	72
通所介護	利用者数(人/月)	42	44	46
	利用回数(回/年)	168	176	184

## 4 総給付費の見込み

第7期計画期間においては、平成30年以降、要介護認定者数の増加傾向が続くことから、サービス量及び総給付費については増加するものとみられます。

なお、総給付費としては、第7期全体でおよそ40.4億円を見込んでいます。

図表 総給付費の見込み



(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計
居宅サービス	441,661	452,136	457,511	1,351,308
地域密着型サービス	238,186	242,920	242,653	723,759
介護保険施設サービス	653,279	653,571	653,571	1,960,421
総給付費	1,333,126	1,348,627	1,353,735	4,035,488

## 第3節 基本理念・施策目標

### 1 基本理念

#### 基本理念案

**「すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して、生きがいのある暮らしを続けられるまち」を共に築く**

本町において、高齢化の進行は著しく、また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯など、地域で支える必要のある高齢世帯の増加、東日本大震災により弱体化した地域コミュニティにより地域から孤立する高齢者の増加など、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、十分な介護サービスの確保のみならず、中長期的な視点から「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の効果的な運用が不可欠となっており、引き続き、きめ細やかな対応が必要です。

また、東日本大震災以降、高齢者の生活機能の低下や要介護認定者をはじめとするサービス利用構造の変化、サービス事業者の撤退・人材不足など、様々な課題が山積しています。

さらに、高齢者が多くを占める地域において、高齢者が主役となり活躍できる新しいコミュニティをつくり、お互いに支え合い、暮らし続けられる地域づくりを続けていくことが必要です。

そこで、本計画の基本理念を第6期計画と同様『**「すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して、生きがいある暮らしを続けられるまち」を共に築く**』とし、「つながりのまちづくり」、「健康で活動的なまちづくり」、「安全・安心なまちづくり」を基本とした施策・事業を推進します。

### 2 施策目標

本町において、高齢者が住み慣れた地域で、生涯にわたって尊厳を持ち、自分の状態に応じた暮らしをおくることができるよう、基本理念である『**すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して、生きがいのある暮らしを続けられるまち**』を共に築く』の実現に向けて、本計画では、次の3つの施策目標を掲げ、高齢者施策を推進します。

#### **施策目標1：住み慣れた地域で生涯にわたり暮らし続けられる「つながりのまちづくり」**

高齢者が年齢を重ねても、できる限り要介護状態になることなく、住み慣れた地域で生涯にわたり暮らし続けていくためには、高齢者自身による積極的な健康づくり活動の促進や介護予防、認知症予防はもとより、家族も含めた『自助』を身近な近隣で支える『互助』の充実が必要です。

そのため、高齢者一人ひとりの状況やその変化に応じて、生活支援体制の充実とともに、地域での暮らしを基本とし、住まいの確保とともに、住民同士の支え合いや関係機関等の連携・充実による介護サービスや医療、生活支援に切れ目のない“つながり”を重視した取り組みを推進します。

また、高齢者が尊厳を失うことなく住み慣れた地域で暮らせるよう、虐待防止策や認知症についての理解や認知症高齢者の生活を支援する体制を推進します。

#### **施策目標2：元気でいきいきと主体的に活躍する「健康で活動的なまちづくり」**

高齢者が住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らせるよう、“健康”や“介護予防”に結びつく取り組みを推進します。

また、東日本大震災以降、仮設住宅での生活が続いたり、復興住宅への転居等により生活環境が変わる等により、高齢者に心身の機能低下による生活不活発病が多く発生しているため、介護が必要な状況につながるような、健康づくり活動と併せて生活不活発病予防に取り組めます。

さらに、高齢期にあっても住み慣れた地域とのつながりを持ち、健康で生きがいを持ち、いきいきとした生涯を過ごせるよう、高齢者の積極的な社会参加・生きがい対策の推進に努めます。

#### **施策目標3：高齢者にやさしい「安全・安心なまちづくり」**

高齢者にやさしい福祉のまちづくり推進のためには、“安全・安心”の確保とともに、利便性、快適性を備えた生活環境が求められます。

そこで、「南三陸町安全・安心なまちづくり条例」に基づく、防災・防犯をはじめ、暮らしの安全への取り組みを推進するとともに、避難行動要支援者の支援対策の充実、高齢者への外出支援や高齢者が住みやすい社会基盤のあり方について検討します。

### 3 重点施策

#### 重点1：地域内の住民同士のつながりの育成・充実

本町は、東日本大震災により受けた大きな被害からの復興途上にあります。その過程で、地域コミュニティの復興・構築を進めています。

各地域で復興したコミュニティ、新たに成立したコミュニティが新たなきずなを生み、今後増え続けるひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者など、お互いを知り、支え合う、そのような、住民同士の豊かな関係づくりが期待されます。

今後は、地域内の住民同士で、お互いの状況を認識しながら支え合い、助け合う意識の向上、高齢者の生活を支えるつながりや活動の充実を進めます。

#### 重点2：医療と介護の連携の推進

高齢者の生活を支援するため、介護保険・福祉の充実とともに、医療の充実も必要です。平成30年度は県の医療計画と介護保険事業支援計画、町の介護保険事業計画が同時期に改訂される時期にあたることから、医療と介護の両面から必要な支援体制の構築に向けた取り組みを進めていきます。

また、医療機関と地域包括支援センターを中心とした介護・福祉の双方において、高齢者に最適な医療支援・介護支援ができるよう、在宅医療と介護の連携に関する相談窓口を地域包括支援センターに設置し、情報の把握・共有化の体制整備を進めます。

#### 重点3：認知症施策の推進

「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年に向けて、認知症発症の可能性の高い高齢者が増加することを踏まえ、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症への理解とともに、認知症高齢者に対応したサービス提供や権利擁護の推進、一人ひとりの状況に応じた適切なサポートにつなげる仕組みづくり等が求められます。

#### 重点4：介護予防・生活不活発発病予防の継続推進

高齢化が進行する中で、介護や医療を必要としない時期（健康寿命）を延ばしていくためには、健康増進・保健活動と連携し、若年期から健康づくりと介護予防に取り組むことが重要です。

一方で、東日本大震災以前に要介護認定を受けていなかった高齢者でも、生活機能の低下が多数認められており、その原因として生活不活発発病が影響していると考えられます。

そのため、今後も生きがいづくりや生活不活発発病の予防対策を図ることが望まれます。

#### 重点5：情報提供、相談対応の充実

高齢者への福祉・支援制度は数年で改正され、高齢者や家族の支援に不可欠なものとなりつつあります。本計画策定に際しても、国や県、町の制度改正や事業の改編など、大きな動きがあります。

それらの情報を町民全体に分かりやすく伝えるよう、情報提供の充実を進めていきます。

また、困りごとを安心して、気軽に相談できるよう、関係機関が連携し、相談しやすい雰囲気づくり、相談後の支援活動の実施など、相談対応の充実に努めます。



## 第4節 施策体系

各施策の展開にあたっては、計画期間にどのように継続、補完していくかに視点を置いた施策・事業を展開します。

また、平成37年には団塊の世代が後期高齢者となり、介護を含めた支援ニーズの急増、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加が予測されるため、一人ひとりの状況に応じた多様で切れ目のない支援を提供していく体制の充実に向けて、中長期的な視点から段階的な「地域包括ケアシステム」の充実を目指します。

### 施策体系図

施策目標1：

**住み慣れた地域で生涯にわたり暮らし続けられる「つながりのまちづくり」**

- 1-1 地域包括ケアシステムの充実
- 1-2 介護保険サービスの体制充実
- 1-3 家族介護者への支援
- 1-4 自立した生活を支える支援の充実

施策目標2：

**元気でいきいきと主体的に活躍する「健康で活動的なまちづくり」**

- 2-1 生涯にわたる健康づくりの推進
- 2-2 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

施策目標3：

**高齢者にやさしい「安全・安心なまちづくり」**

- 3-1 安全・安心な福祉のまちづくり

## 第4章 施策の展開

施策目標 1：住み慣れた地域で生涯にわたり暮らし続けられる

「つながりのまちづくり」

### 1-1 地域包括ケアシステムの充実

#### 1. 基本方針

急速な高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症などの介護を必要とする人の増加、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の増加への対応、支援を行う人材の確保等が喫緊の課題となっています。

このような中で、第7期計画から本格的に稼働する「地域包括ケアシステム」の運用に向けて、地域包括支援センターを中心とした支援体制を充実するとともに、介護予防事業・日常生活支援総合事業や医療と介護の連携、認知症高齢者支援など、様々な支援を進め、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、高齢者個人が希望する暮らしを続けられるよう「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実に努めます。

#### 2. 施策での取り組み

##### 1-1-1：介護予防事業・日常生活支援総合事業

###### [ 事業の実施概要 ]

平成28年度より、第6期計画において位置づけられた「新しい介護予防事業・日常生活支援総合事業」において、介護予防の取り組みを開始しました。

本事業により、平成37年度に向けた地域包括ケアシステムに向けて多様な主体により地域の高齢者を支援する体制の構築を進めます。

また、町内の高齢者の健康・要介護リスクを把握するとともに健康な状態を維持し、要介護状態への進行の抑制に努めます。

###### [ 今後の取り組み ]

- 町内で生活している高齢者の要介護リスクを把握し、元気で健康的な生活がおくれるよう、個々の状況に応じた介護予防の取り組みを推進します。
- 町内の高齢者やその家族に対して、介護予防の意義や効果、事業の実施内容・会場等の情報を提供し、町の介護予防事業等への参加を促進します。
- 介護予防の効果を自覚し、自ら取り組みを継続したり、友人・知人等の介護予防仲間を増やすことで、積極的・継続的な介護予防の取り組みを促進します。

## ( 事業概要 )

事業・サービス	内容/方向性
介護予防把握事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅で生活をしている要介護未認定者を対象に、介護予防の必要性が高い高齢者の把握に努めます。把握にあたっては、地域住民や関係機関と連携し状況の把握に努めるとともに、介護予防の必要性や効果、取り組み内容等を周知し、支援が必要な高齢者の把握がしやすい雰囲気づくりを進めます。</li> </ul>
介護予防普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発や保健活動を通じて、介護予防活動の普及・啓発を行います。</li> <li>・介護予防活動の参加者が固定化される傾向にあることから、これまで参加に消極的であった町民に対しての啓発広報や効果的な周知方法を随時検討し、実施につなげます。</li> </ul>
地域介護予防活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等を対象に介護予防と地域の支え合いを推進することを目的とし、講演会や相談会、研修会を開催します。</li> <li>・また、地域の実情に応じて趣味の活動を交流の場にするなど住民が自ら、効果的な介護予防の取り組みができるよう推進します。</li> <li>・より多くの高齢者が事業に参加できるよう、実施時期や日時、会場等の選定に慎重を期すとともに、移動手段のない高齢者の参加促進に向けた対策を検討します。</li> </ul>
一般介護予防事業評価事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防の各事業が適切に実施されていることを確認するため、目標量の達成状況等の検証を通じ、事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を行います。</li> </ul>
地域リハビリテーション活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーション専門職等が、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等に関わり、介護予防が地域に根付いた活動として行われるように、助言・指導等に努めます。</li> </ul>

《目標事業量の設定》

	計画値		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防普及啓発事業			
①出前便実施箇所数 地域の集会所等で、運動や口腔機能向上、食生活等に関する介護予防教室を実施します。	30 箇所	35 箇所	35 箇所
②定期便実施箇所数 総合ケアセンター等の会場までの送迎を行い、月に1回、運動や脳トレに関する介護予防教室を実施します。	2 箇所	2 箇所	2 箇所
地域介護予防活動支援事業			
①いきいき百歳体操 住民運営による通いの場（筋力運動や交流の場）が増え、介護予防と地域づくり・社会参加の機会が増えるよう、いきいき百歳体操の実施を支援します。			
住民主体の通いの場参加者数	150 人	200 人	250 人
週1回の通いの場実施箇所数	15 箇所	20 箇所	25 箇所
②いきいき百歳体操交流研修会開催回数	1 回	1 回	1 回
地域リハビリテーション活動支援事業			
①専門職派遣回数 団体へ、リハビリテーション等専門職や歯科衛生士等を派遣します。	35 回	35 回	35 回

## 1-1-2 : 包括的支援事業

## 〔 事業の実施概要 〕

地域包括ケアシステムの運用に向けて、保健・医療・福祉の連携や地域の人々の支援について、継続性のあるケアマネジメントに必要な人材の確保、育成を進め、地域包括支援センターにおいて高齢者の総合的な相談や権利擁護に関する相談・助言、介護予防ケアマネジメント等を実施します。

また、多様な職種・機関との連携を図りながら、高齢者を支える活動ができるよう推進します。

## 〔 今後の取り組み 〕

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターにおける総合的な相談支援や権利擁護の推進等、各種活動や関係機関との連携を強化し、地域包括ケアシステムの充実を目指します。
- 要支援認定者や認知症高齢者等への支援を円滑に、効果的に行えるよう、地域包括支援センターの職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、その他関連する専門職のスキル向上を進めます。

## （ 事業概要 ）

事業・サービス	内容/方向性
介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に、自立保持のために身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標として、介護予防・生活支援サービス事業の利用を通じてマネジメントを行います。</li> </ul>
総合相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者及びその家族等からの介護・福祉・医療・生活などあらゆる相談に応じ、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。</li> <li>・ 地域に住む高齢者の様々な相談を関係機関や制度、サービス等につなぎ、継続的にフォローアップしていくことにより、包括的・継続的なケアへの「入り口」としての機能を果たします。</li> <li>・ 高齢者やその家族、近隣住民等が気軽に相談できるよう、相談体制の情報提供や相談窓口の雰囲気づくりなど、体制の改善、充実を進めます。</li> </ul>

事業・サービス	内容/方向性
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用、老人福祉施設等への措置、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、生活の維持を図ります。</li> <li>・成年後見制度や日常生活自立支援事業の認知度が低く、必要性があっても利用に至らない高齢者がみられることから、制度の普及・啓発に努めます。</li> <li>・介護支援専門員や地域の民生委員等と連携を図りながら、高齢者虐待の早期発見に努め、早期に適切な対応が図れるよう体制づくりを行います。</li> <li>・介護支援専門員や民生委員・児童委員、保健福祉推進員に対して、権利擁護に関する研修会を実施するほか、判断能力の低下した方への対応等に関する講座等（認知症サポーター養成講座等）に合わせ、高齢者の権利擁護に関する講話を行い、広く住民へ周知するよう努めます。</li> </ul>
包括的・継続的ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の介護支援専門員の日常的な業務を支援するため、介護支援専門員からの相談に応じ個別の指導・助言を行うとともに、介護支援専門員同士のネットワークを構築します。</li> </ul>
地域ケア会議の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健、医療及び福祉の担当職員が相互に協力し、日常生活を営むのに支障がある高齢者が自立した生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるよう、地域ケア会議の充実を図ります。</li> <li>・地域ケア会議においては、以下の5つの機能があることから、地域包括支援センターにおいて多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援を行い、その中で多職種間のネットワーク構築を目指します。さらに、個別ケースの検討により見出された課題を積み重ねることにより、地域課題を明確化して関係部署との検討等を行い、地域づくりや資源開発へとつなげます。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①個別課題解決機能</li> <li>②ネットワーク構築機能</li> <li>③地域課題発見機能</li> <li>④地域づくり・資源開発機能</li> <li>⑤政策形成機能</li> </ol> </li> </ul>

〈目標事業量の設定〉

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護支援専門員情報交換会開催回数	4回／年	4回／年	4回／年
介護支援専門員勉強会開催回数	4回／年	4回／年	4回／年
権利擁護に関する研修会開催回数	1回／年	1回／年	1回／年
個別課題解決機能及び ネットワーク構築機能開催回数	22回／年	22回／年	22回／年

### 1-1-3 : 在宅医療・介護連携の推進

#### [ 事業の実施概要 ]

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるために、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことができるよう、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図るものです。

本町では、平成28年度に「南三陸町地域包括ケア推進協議会」が設立され、その中で在宅医療・介護連携推進事業について検討する「在宅医療・介護連携推進部会」が設置されました。

部会では、既存の事業を整理しながら、部会に参加している各機関からの課題を検討し、以下の事業項目の効果的な実施を目指しています。

#### 【事業項目】

- ①地域の医療・介護資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- ④医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥医療・介護関係者の研修
- ⑦地域住民への普及啓発
- ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

#### [ 今後の取り組み ]

- 地域包括支援センターと南三陸病院が併設されている利点を最大限に活用し、医療と介護保険サービス、福祉サービス等の利用状況等の情報共有を図り、住み慣れた地域での生活継続を医療・福祉の面から支援します。
- 今後、医療と介護の両方のニーズを併せ持つ慢性疾患のある高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、可能な限り、住み慣れた地域で生活を継続できる体制を構築します。

1-1-4 : 生活支援体制整備の推進

[ 事業の実施概要 ]

平成 28 年 7 月より、町社会福祉協議会への委託により生活支援コーディネーターを 1 人配置し、町内にある既存の集いの場や行政区でのお茶会等を訪問し、情報収集を行い、地域課題の把握に努めています。また、平成 29 年度の第 1 回南三陸町地域包括ケア推進協議会において、「暮らしとコミュニティ推進部会」を生活支援体制整備事業における協議体と位置づけました。

これらの各活動主体を中心に、日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備やサービスが創出されるよう取り組みを進めています。

[ 今後の取り組み ]

- 協議体を中心に、地域課題を共有するとともに、地域のニーズや資源を把握し、現在実施している生活援助に関するサービスの実施状況を踏まえ、生活支援サービスの充実を目指します。
- 生活支援コーディネーターや協議体を中心に、町内各地域で活動する町民とともに、地域の状況に応じた生活支援体制の育成・充実に努めます。

《目標事業量の設定》

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第 1 層協議体の開催回数 (町全体)	3 回/年	3 回/年	3 回/年
第 2 層協議体の開催地区数 (志津川、戸倉、入谷、歌津)	4 地区	4 地区	4 地区



## 1-1-5 : 認知症施策の推進

## 〔 事業の実施概要 〕

平成 29 年 6 月に発足した「認知症初期集中支援チーム」を中心に、町、医療機関等の関係機関、関係団体の連携を密にし、認知症の方の早期把握に努め、家族を含めた総合的な支援を行います。

また、認知症ケアパスを全戸に配布し、町民に対して認知症に関する広報・啓発を行い、認知症の予防や早期発見・早期対応の必要性を認識していただくとともに、認知症について正しい理解の促進に努めています。

## 〔 今後の取り組み 〕

- 認知症についての相談体制の充実に向けて、「認知症初期集中支援チーム」を中心に、認知症高齢者の早期発見・早期対応を図ります。
- 認知症サポーターを育成し、各地域、学校、事業所等において認知症に対する理解を深めていけるよう、周知体制の強化に努めます。
- 認知症の方を支援する認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを構成する医療系・介護系の職員等の人材の確保、研修などを通じたスキル向上を図ります。
- 相談技術の向上、及び専門医の協力を図りながら、相談業務の強化、体制の充実に努めます。
- 認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）に基づき、認知症の方を在宅で包括的に支援するため、医療と介護で連携し、連続した支援を行うための認知症ケアパス（認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れ）を活用し、地域資源の利用と連携を図ります。

## 《 目標事業量の設定 》

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症サポーター数	2,800 人	2,900 人	3,000 人
キャラバンメイト研修会開催数	2 回／年	2 回／年	2 回／年
認知症初期集中支援チーム会議開催数	6 回／年	9 回／年	9 回／年
認知症カフェ開催箇所数	1 か所	1 か所	1 か所
認知症相談開催数	6 回／年(偶数月)	6 回／年(偶数月)	6 回／年(偶数月)

### 1-1-6 : 高齢者の居住安定に係る施策

#### [ 事業の実施概要 ]

高齢化の進行や高齢者のみ世帯の増加に伴い、介護が必要な状態でなくても生活がしにくかったり、見守りや生活支援が必要な高齢者が増加してきます。

そのため、地域で安心して暮らしていくことができるよう、住まいの確保に努めます。

また、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、住宅施策と福祉施策が連携して、高齢者の住まいに係る施策を総合的かつ計画的に展開することを目的に、「宮城県高齢者居住安定確保計画」との整合を図りながら、それぞれの生活ニーズに適した、自立生活が可能な多様な住まいの確保に努めます。

#### [ 今後の取り組み ]

- 高齢者が、住み慣れた地域で介護サービスをはじめとする様々な福祉サービスや周囲の支えにより、自宅での生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの充実と関係機関との連携を図りながら、地域における支援体制の整備を図ります。
- 高齢者が自ら望む暮らし方を実現できるよう、必要な施設サービスの確保に努めるほか、住宅改修のアドバイスなどの支援を実施します。

## 1-2 介護保険サービスの体制充実

### 1. 基本方針

介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、介護サービスが適切に提供されるよう、介護保険制度の適正な運営と必要なサービス需要を把握するとともに、「在宅生活の継続」を基本とした介護保険制度の安定的かつ継続的な運営を推進します。

サービス提供にあたっては、介護サービスをできる限り効率的に提供できるよう、計画期間における、適正な介護サービスの体制充実を図ります。

また、家族の負担軽減及び「介護離職ゼロ」に向けて、生活の維持・継続に必要なサービスの効果的な利用の促進に努めます。

さらに、今後の需要の動向に対応できるよう、介護予防サービスの体制充実、利用促進とともに、要介護度の重度化を抑制するとともに、安定した介護サービスが供給できるよう、介護ニーズに応じたサービス基盤の段階的な整備を検討します。

### 2. 施策での取り組み

#### 1-2-1：居宅サービス

##### [ 事業の実施概要 ]

居宅サービスについては、「自立支援」をより徹底する観点に立ち、「訪問介護」、「訪問入浴介護」、「訪問看護」、「居宅療養管理指導」、「通所介護」、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」等の各サービスを実施します。

なお、要支援認定者への「訪問介護」「通所介護」については、地域支援事業で実施します。

##### [ 今後の取り組み ]

- 高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を可能な限り続けることができるよう、ケアマネジメント機能を強化するとともに、利用者の「自立支援」の観点からサービスの質的向上を促進します。
- 居宅介護支援事業所をはじめ、各介護サービス事業者との連携のもと、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが確実に提供される体制の確保に努めます。
- 居宅サービスの利用動向の変化を分析し、今後必要なサービス、人材の確保に努めます。

( サービス概要 )

事業・サービス	内容/方向性
訪問介護	・ホームヘルパーによる食事や洗濯、掃除、身の回りの世話、買物、通院介助等、必要な家事・介護サービスを行います。
訪問入浴介護	・入浴が困難な寝たきりのお年寄りなどの家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車等で訪問し、入浴の介助を行います。
訪問看護	・主治医が認めた者に対し、看護師等が家庭を訪問し、主治医と連絡をとりながら病状を観察し、また、床ずれの手当て等を行います。
訪問リハビリテーション	・理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション（機能訓練）を提供します。
居宅療養管理指導	・医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理・指導を行います。
通所介護	・デイサービスセンター等に通り、健康チェックや食事・入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーションを提供します。
通所リハビリテーション	・介護老人保健施設や医療機関等に通り、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを提供します。
短期入所生活介護	・短期間、介護老人福祉施設に入所しながら介護や機能訓練等を提供します。
短期入所療養介護（老健、病院等）	・短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設に入所しながら介護や機能訓練を提供します。
福祉用具貸与	・日常生活の自立を助けるものや機能訓練のための用具等の貸与を行います。
特定福祉用具販売	・居宅において使用する福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に要した経費の9割を支給します（上限あり）。
住宅改修	・手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。
特定施設入居者生活介護	・特定施設の入居者に対し、介護サービスを提供します。
居宅介護支援	・介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアプラン作成のほか、計画に基づくサービス提供確保に向けた連絡調整等を行います。

## 1-2-2 : 地域密着型サービス

## 〔 事業の実施概要 〕

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加を踏まえ、住み慣れた地域での生活を継続できるためのサービスで、市町村が介護サービス事業者の指定を行い、原則として当該市町村の被保険者のみの利用が可能なサービスとなっています。

サービス種類は、これまでのサービスに加え、新たに地域密着型通所介護が創設され、本町でも、平成28年度より、小規模な通所介護事業所が地域密着型通所介護に移行し、サービスを提供しています。

## 〔 今後の取り組み 〕

- 認知症高齢者の増加に対応するため、地域のニーズに応じたサービスの種類の検討、必要なサービスの確保、サービスの充実に努めます。
- 地域のニーズに対応したサービス提供を支援するため、町は、各事業所のサポート体制の強化を図ります。
- 平成30年度に地域密着型通所介護の事業所が1か所新設される予定です。

## ( サービス概要 )

事業・サービス	内容/方向性
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。
夜間対応型訪問介護	・夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせ、包括的にサービス提供を行います。
認知症対応型通所介護	・認知症高齢者を対象に、指定された通所施設において、入浴や食事の提供その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。
小規模多機能型居宅介護	・施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。
認知症対応型共同生活介護	・認知症の方に、共同生活を営むべき住居において、日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護	・地域密着型特定施設の入所者に対し、日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話を行います。(定員29人以下の有料老人ホーム等)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・地域密着型介護老人福祉施設の入所者に対し、日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。(定員29人以下の特別養護老人ホーム等)

事業・サービス	内容/方向性
看護小規模多機能型居宅介護	・小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。
地域密着型通所介護	・地域密着型通所介護の施設に通い、健康チェックや食事・入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーションを提供します。 (定員 18 人以下)

### 1-2-3 : 施設サービス

#### [ 事業の実施概要 ]

施設サービスは、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らし続けられるよう、多様化するニーズに対応するために、施設・居住系サービスと在宅サービスとのバランスのとれた整備を行います。

#### [ 今後の取り組み ]

- 地域や家庭との結びつきを重視し、地域と連携した支援が行われる場として、適切な入所及び中長期的な整備に努めます。
- 第7期より、医療的ケアが必要な高齢者の入所施設として「介護医療院」の制度が新設されることから、地域のニーズや在宅サービス、地域医療等の動向を把握し、中長期的な整備・確保に努めます。

#### ( サービス概要 )

事業・サービス	内容/方向性
介護老人福祉施設	・特別養護老人ホームにおいて、施設サービス計画に基づいて入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。 ・新規入所者は、国の方針に基づき、「原則として要介護3以上」に限定し、在宅での生活が困難な常時介護を必要とする要介護者が適切な介護サービスを受ける施設としての機能に重点化します。
介護老人保健施設	・老人保健施設において、施設サービス計画に基づいて看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療のほか、日常生活上の世話を行うサービスです。
介護療養型医療施設	・病院等において、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話、及び機能訓練その他必要な医療を行うサービスです。(平成35年度末までに、介護医療院等への転換が予定されています。)
介護医療院(新設サービス)	・介護医療院において、施設サービス計画に基づいて「長期療養のための医療」と「日常生活の世話(介護)」を一体的に提供するサービスです。

## 1-3 家族介護者への支援

### 1. 基本方針

介護の必要な高齢者を介護している家族・親族（家族介護者）の負担は非常に大きく、家族介護者の心身の健康に影響を与えるだけでなく、高齢者への虐待や権利侵害につながることもあります。

今後も、高齢者本人の支援だけでなく、家族も含めた支援体制の強化や制度の普及、利用促進を図り、安心して在宅生活を継続できる家族を支援していきます。

そのため、認知症家族の交流機会等を通じて、介護者同士の支え合いを支援するほか、在宅生活や介護負担を軽減するため、介護用品の支給を実施します。

### 2. 施策での取り組み

#### 1-3-1：家族介護者交流事業

##### [ 事業の実施概要 ]

要介護高齢者等の介護にあっている家族等の身体的、精神的負担の軽減を図るため、慰労や交流の場を確保するとともに、自主グループの育成を支援していきます。

##### [ 今後の取り組み ]

- 要介護高齢者の介護については、とりわけ心身への負担が大きいことから、介護者の交流、慰労のためのリフレッシュ事業を開催します。
- 介護者の負担軽減を図るための交流事業を通じて、介護知識の普及を図るとともに、自主グループの育成支援に努めます。
- 事業への参加をためらう介護者も多いため、介護者が参加しやすい方法を検討します。

#### 1-3-2：介護用品支給事業

##### [ 事業の実施概要 ]

在宅の寝たきり等の事由により、排泄及びその処理にあたり、紙おむつ等を必要とする要介護高齢者に対し、紙おむつ等を支給することにより、本人または介護している家族の在宅生活を支援していきます。

##### [ 今後の取り組み ]

- 本事業は、町民税非課税世帯を対象として紙おむつ等の支給を行っています。今後も、本人または介護している家族へのサポートとして、継続して事業を実施します。

### 1-4 自立した生活を支える支援の充実

#### 1. 基本方針

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために、支援を必要とする高齢者の外出支援や健康保持、孤立感の解消、地域交流等の視点から多様な在宅サービスを提供し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

また、在宅の要介護高齢者等を介護している家族等に一時的な介護サービスを提供することにより、介護負担の軽減を図ります。

#### 2. 施策での取り組み

##### 1-4-1 : 高齢者福祉タクシー利用助成事業

###### [ 事業の実施概要 ]

在宅の高齢者に対して、適切な医療の受診機会を確保するため、高齢者福祉タクシー利用助成券を支給するものです。

従来に通院支援サービス事業を廃止し、平成 29 年度に新設しました。町内で在宅生活をおくっている要介護 3～5 の認定者を対象としています。

###### [ 今後の取り組み ]

- 高齢者の通院機会を確保するため、対象となる高齢者に制度の情報を広報し、利用を促進します。
- 利用状況や効果など、定期的に事業の評価を行い、事業の改善を進めていきます。

##### 1-4-2 : 軽度生活支援事業

###### [ 事業の実施概要 ]

日常生活を営むのに支援が必要な高齢者を対象に、ホームヘルパーやサービスに応じた知識経験を有する者を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行う事業です。

###### [ 今後の取り組み ]

- 日常生活を営むのに支援が必要な高齢者を対象に、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、生活の不安を取り除き、在宅での自立した生活が継続できるよう支援することは、要介護状態への進行を防止するためにも必要なサービスです。
- 本事業の実施にあたっては、今後、日常生活支援総合事業への移行や生活支援体制整備と併せて検討します。



### 1-4-3 : 訪問理美容サービス事業

#### [ 事業の実施概要 ]

虚弱等の事由により、理容所等の利用が困難な高齢者に対し、在宅での自立した生活の継続を可能にするため、訪問による理美容サービスを行う訪問理美容サービス事業です。

#### [ 今後の取り組み ]

- 東日本大震災以後は休止状態となっていますが、理容所等の状況や高齢者の状況を考慮しながら、実施方法について検討を行います。

### 1-4-4 : 高齢者生きがい活動等支援通所事業

#### [ 事業の実施概要 ]

高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するとともに、自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図り要介護状態への進行を防止するために、通所による食事、入浴、生きがい活動等のサービスを提供します。

#### [ 今後の取り組み ]

- 本事業の実施にあたっては、日常生活支援総合事業への移行や生活支援体制整備と併せて検討します。

### 1-4-5 : 配食サービス事業

#### [ 事業の実施概要 ]

高齢者のみの世帯等の事由により、体調の維持に適した食事の摂取が困難な高齢者に対し、食生活の改善を図り、在宅での自立した生活の継続を可能にするため、栄養価等に配慮した食事の提供を行うサービスです。

#### [ 今後の取り組み ]

- 東日本大震災以後は休止状態となっていますが、配食サービス事業者の状況や高齢者のニーズを考慮しながら、実施方法について検討を行います。

#### 1-4-6 : ひとり暮らし高齢者等緊急通報事業

##### [ 事業の実施概要 ]

ひとり暮らし高齢者等の急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、簡単な操作で緊急事態を通報できる機器を設置し、日常生活の安全・安心を確保し、併せて緊急時の連絡体制を整備します。

##### [ 今後の取り組み ]

- ひとり暮らし高齢者等が安心して生活できる体制整備のため、必要に応じ緊急通報システムの設置を行います。
- 復興過程を通じて、新たな地域コミュニティの構築とともに、近隣やボランティアによる地域での見守りをはじめとした高齢者を支えていく体制づくりを目指します。

#### 1-4-7 : 介護家族等支援レスパイト事業

##### [ 事業の実施概要 ]

在宅の要介護高齢者等で、その家族介護者等が、緊急の事由等により一時的に介護ができなくなった場合または本人の状況及び社会的事由により一時的にサービス提供が必要になった場合に、特別養護老人ホームへの短期入所を行っています。

##### [ 今後の取り組み ]

- 緊急の事由等により一時的に介護ができなくなった場合などの高齢者及び家族介護者等の軽減を図るため、本事業を継続します。
- 平成 27 年度以降、利用実績はありませんが、緊急の事由により一時的にサービスが必要になった高齢者に対して幅広く対応できるよう、実施方法について検討します。

## 施策目標2：元気でいきいきと主体的に活躍する

### 「健康で活動的なまちづくり」

#### 2-1 生涯にわたる健康づくりの推進

##### 1. 基本方針

健康診査が、高齢者をはじめ広く住民が自身の健康管理に役立つ情報となり、気軽に安心して受診できるよう、受診時期の情報提供方法や周知の方法を検討しながら、受診者の増加を促進するとともに、各種保健活動の体制の充実に努めます。

また、生活不活発病から要介護状態となることが生じないように、生活不活発病の予防に努めます。

##### 2. 施策での取り組み

###### 2-1-1：健康診査の充実

###### [ 事業の実施概要 ]

年間を通じて気軽に利用できるよう、受診者の利便性向上に努めるとともに、広報等を通じて住民の意識啓発や受診方法の周知に積極的に取り組み、受診率の向上を図ります。

###### [ 今後の取り組み ]

- 40歳から74歳までの方については「特定健康診査」、75歳以上の方については「後期高齢者健康診査」を各種健診と併せて、各保険者がそれぞれ実施します。
- 健康診査は高齢者の健康状態を把握する最も身近な手法であり、病気等の予防や早期治療、健康づくりや介護予防につなげるために、引き続き、受診方法や健診内容の充実に努めるとともに、保健指導にも積極的に取り組み疾病の予防、早期治療につなげます。
- 受診率の向上に向けて、夜間健診や土日健診、個別健診等に組み込んでいきます。今後も、新たな取り組みを検討します。

### 2-1-2 : 健康手帳

#### [ 事業の実施概要 ]

健康診査の記録やその他健康保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に役立てるため、40歳以上の希望者に対して交付します。

#### [ 今後の取り組み ]

- 健康手帳に記載されたデータ等が有効に活用できるよう、充実を図っていきます。
- 平成29年度から入手方法が厚生労働省ホームページからのダウンロードになったため、ダウンロード方法について町ホームページや広報等において周知を図ります。

### 2-1-3 : 健康教育

#### [ 事業の実施概要 ]

生活習慣病や介護予防を目的に、健康に関する正しい知識の普及を図り、適切な指導や支援を行うことにより、「自らの健康は自分でつくる」という認識と自覚を高められるよう実施します。

#### [ 今後の取り組み ]

- 公民館事業とタイアップし、いきいきクッキングの開催など、心身の健康づくりに重点を置いた健康教育を実施します。
- 本事業と関連する介護予防事業等と調整を図りながら推進します。

### 2-1-4 : 健康相談

#### [ 事業の実施概要 ]

住民健診時及び住民健診結果説明会等の保健活動の機会を利用して健康相談を実施します。

#### [ 今後の取り組み ]

- 各種保健活動の機会を利用して、健康相談を展開するとともに、地域の疾病構造を把握し、重点課題を中心に健康相談を実施していきます。要介護者等の健康相談は、地域包括支援センターと連携を図りながら適切に対応します。
- 実施にあたっては、これまで参加しなかった住民が気軽に参加できるよう、実施方法の見直しや情報の提供、雰囲気醸成に努めます。

### 2-1-5 : 生活不活発病の予防

#### [ 事業の実施概要 ]

健康診査や健康相談等において住民の健康状態を把握し、生活不活発病の予防対策を推進します。

#### [ 今後の取り組み ]

- 東日本大震災以降、生活環境や地域コミュニティは、復興の途上にあります。そのため、高齢者の生活が不活発になりやすい状況にあり、閉じこもりや要介護状態の進行につながる要因の1つと考えられることから、今後も健康診査や健康相談等の機会を活用し、生きがいつくり、健康づくり、介護予防と併せて早期対応の検討を進め、予防対策を図ります。

## 2-2 高齢者の生きがいがづくりと社会参加の促進

### 1. 基本方針

高齢者が自身の健康に関心を持ち、いつまでも自立した生活を続け、健康寿命を延ばすために、様々な視点から生きがいがづくり活動を支援します。

また、高齢者が地域で閉じこもりや孤立に陥らないよう、様々な機会を通じて、住み慣れた地域とふれあう機会や社会参加につながるよう努めるとともに、地域において豊富な知識や経験を持った活力ある高齢者の活躍の場の創出を図ります。

### 2. 施策での取り組み

#### 2-2-1 : 高齢者などの健康意識の啓発

##### [ 事業の実施概要 ]

平成 27 年度に策定した「南三陸町第 2 期健康づくり計画」に基づき、高齢者をはじめ広く住民の健康づくりへの意識を高めるため、広報やリーフレット類などの活用、あるいは生涯学習事業との連携などを通じて、健康づくりに関わる情報提供に努めます。

##### [ 今後の取り組み ]

- 生涯学習事業との連携を図りながら、今後も健康づくりに関する啓発活動を行います。
- 広報紙への掲載（年 3 回程度：随時）を行い、これまで参加しなかった住民が気軽に参加できるよう、活動の時期や会場の見直し、情報の提供や雰囲気醸成に努めます。

#### 2-2-2 : 高齢者などの主体的な健康づくり活動の育成・支援

##### [ 事業の実施概要 ]

平成 27 年度に策定した「南三陸町第 2 期健康づくり計画」に基づき、高齢者をはじめ住民各層による主体的な健康づくり活動を育成していきます。

また、社会体育事業を通じて、高齢者などが日常的にスポーツやレクリエーションに親しめる機会を充実します。

##### [ 今後の取り組み ]

- 地域住民とともに、公民館や関係機関と連携を図りながら、事業の充実に努めます。

### 2-2-3 : 生涯学習機会の充実

#### [ 事業の実施概要 ]

高齢者にとって教養の向上を図る場となる各種教養講座・教室の充実など、生涯学習推進の視点から高齢者の受講機会を充実していきます。

#### [ 今後の取り組み ]

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあることを勘案し、高齢者等が積極的に参加できるよう工夫した取り組みを推進します。
- 町やNPO 法人その他各団体の協力により、多様な学習の機会の確保に努めます。

### 2-2-4 : 老人クラブの育成と加入促進

#### [ 事業の実施概要 ]

高齢者同士の主体的な活動の場である老人クラブ（単位クラブ）や老人クラブ連合会の活動や社会奉仕活動、生きがい活動を促進するとともに、広く高齢者の加入を促します。

#### [ 今後の取り組み ]

- 東日本大震災以降停滞していた各地域の活動を継続するとともに、関係団体や機関と協力し、多種多様な活動を促進します。
- 地域コミュニティが復興途上の地域においては、コミュニティづくりと並行して老人クラブの設立、加入促進を中長期的に進めていきます。なお、平成32年度までに25団体の設立を目指し、会員数の確保・増加に努めます。

### 2-2-5 : 多様な交流機会の提供

#### [ 事業の実施概要 ]

「南三陸町第2期健康づくり計画」や介護予防の観点から、高齢者だけではなく、世代を超え、住民同士交流ができる場の提供と支援を実施します。

また、老人クラブの活動内容の充実とも併せて、高齢者による主体的な社会参加活動や高齢者自身によるボランティア活動の育成を図ります。

#### [ 今後の取り組み ]

- ひとり暮らし高齢者等に対し、閉じこもり防止等の観点からも地域や関係機関と連携を図りながら、高齢者の社会参加活動の支援に取り組みます。
- 平成30年度に、志津川地区に開設予定の「(仮称) ささえあいモール」を拠点に、世代を超えた住民主体の交流が図れるよう、社会福祉協議会とともに活動を支援します。

### 2-2-6 : 高齢者の就労機会の充実

#### [ 事業の実施概要 ]

高齢者の技能や経験を生かした仕事を受注し会員に提供するシルバー人材センター等の運営支援、あるいは、町の産業振興施策の中で、高齢者の多様な就労への支援策を検討していきます。

#### [ 今後の取り組み ]

- 高齢者の生きがいづくりや収入の確保、生活不活発病予防のため、高齢者の多様な就労機会の確保ができるよう、関係機関と連携し支援を図ります。

### 2-2-7 : 敬老会の開催と敬老祝い金の支給

#### [ 事業の実施概要 ]

町内在住の満76歳以上の高齢者を対象に、地区ごとにボランティア等の協力を受けながら、長寿のお祝いの行事として実施しているほか、初敬老の方へ祝詞を贈呈しています。また、敬老祝い金については、満99歳到達者及び満87歳到達者にそれぞれ贈呈しています。

#### [ 今後の取り組み ]

- 今後も、住民や関係機関等の意見を参考にしながら、より多くの方が参加できるような開催方法等について検討します。



## 施策目標3：高齢者にやさしい「安全・安心なまちづくり」

### 3-1 安全・安心な福祉のまちづくり

#### 1. 基本方針

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるまちづくりの実現に向けて、平成26年9月に制定された「南三陸町安全・安心なまちづくり条例」を基本とし、町、住民及び事業者の相互の協力により、災害による被害の防止及び軽減並びに犯罪及び事故の防止に関する活動、環境の整備その他の安心して暮らすことができる安全な地域社会を築くための取り組みを推進します。

一方で、身体機能の低下に伴い、高齢者にもやさしい福祉のまちづくり推進のためには、利便性、快適性を備えた生活環境が求められます。

特に本町では、外出できるうちは、まだ地域との日常的な関わりもあるとみられますが、外出が困難になると、医療や介護への通院・通所の負担や地域での孤立が懸念されます。

そのため、日常的な移動手段にとともに、高齢者等が外出しやすい多様な外出支援策について検討します。

#### 2. 施策での取り組み

##### 3-1-1：安全・安心な地域づくりの推進

###### [ 事業の実施概要 ]

災害や事件・事故など、あらゆる危険から高齢者の安全を確保できるように、住民をはじめ関係機関や町との協働による安全・安心なまちづくりを推進しています。

###### [ 今後の取り組み ]

- 平成26年9月に制定された「南三陸町安全・安心なまちづくり条例」を基本とし、住民、事業者等の協力を得て、安全に関する意識の啓発・情報の提供、自主的な活動の支援、安全な地域社会の実現のための環境整備等の各取り組みを推進します。
- 関係機関との連携を図りながら、訪問販売、振り込め詐欺などの特に高齢者が巻き込まれやすい犯罪や交通安全に対する啓発を強化し、安全・安心なまちづくりを推進します。
- 助け合いの基本単位が地域コミュニティであることから、自治組織の設立・育成、民生委員の確保等により、コミュニティ内での協力体制の充実を図ります。

### 3-1-2 : 避難行動要支援者対策

#### [ 事業の実施概要 ]

自力での避難が困難な「避難行動要支援者」について、避難行動要支援者台帳システムへの必要情報の登録を行います。

#### [ 今後の取り組み ]

- 復興が進んでいる地域から情報を更新し、支援が必要な避難行動要支援者の情報の把握、関係者との情報共有を図ります。
- 定期的に避難行動要支援者台帳の情報更新と台帳の拡充を進めます。
- 要配慮者を支援する体制強化に向けて、新しい地域に適した消防団と自主防災組織の再構築・強化を進めます。
- 東日本大震災の教訓を生かし、要配慮者への理解（配慮）を踏まえた避難支援体制と避難所運営方法を早期に再整備します。
- 障害者施設や高齢者施設などの復旧・運営状況を踏まえながら、要配慮者のための避難所（福祉避難所）として協定を締結するよう進めます。

### 3-1-3 : 外出支援策の検討

#### [ 事業の実施概要 ]

高齢者等が外出しやすい環境を構築していくために、公共交通やタクシー会社等、関係機関との連携を図りながら、高齢者や障害者等の交通弱者の移動の検討を進めます。

#### [ 今後の取り組み ]

- 復興事業と合わせて、外出や移動困難な高齢者等に対して、支援策を引き続き検討します。
- 高齢者から移動支援の期待が大きいことから、路線バスの運行形態の見直しや新たな移動手段の導入など、各地域の意見を収集、関係機関と連携を図りながら検討します。

## 第5章 介護保険事業の運営

### 第1節 介護給付及び介護予防給付に係る費用の見込み

#### 1 介護給付及び介護予防給付に係る費用の見込み

##### (1) 介護給付に係る給付費

要介護1～5の認定者が利用できる「介護給付」の給付費は下表のとおり見込みます。

図表 介護給付の見込み

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>居宅サービス</b>			
訪問介護	42,605	42,625	43,794
訪問入浴介護	23,129	23,571	23,571
訪問看護	37,521	38,948	38,306
訪問リハビリテーション	419	419	419
居宅療養管理指導	3,811	3,868	3,925
通所介護	60,362	61,229	62,144
通所リハビリテーション	101,392	105,284	107,151
短期入所生活介護	34,230	34,943	35,843
短期入所療養介護	17,952	17,960	16,840
福祉用具貸与	31,452	32,434	32,366
特定福祉用具購入費	1,451	1,451	1,451
住宅改修費	2,802	2,802	2,802
特定施設入居者生活介護	6,461	6,464	8,618
居宅介護支援	67,402	69,182	69,325
<b>地域密着型サービス</b>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,676	3,678	3,678
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	762	763	763
小規模多機能型居宅介護	37,710	40,746	40,746
認知症対応型共同生活介護	78,755	78,790	78,790
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	61,403	61,430	61,430
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	50,343	51,973	51,706
<b>介護保険施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	327,776	327,923	327,923
介護老人保健施設	325,503	325,648	325,648
介護療養型医療施設	0	0	0
介護医療院	0	0	0
介護サービスの総給付費(小計) → (I)	1,316,917	1,332,131	1,337,239

(2) 介護予防給付に係る給付費

要支援1・2の認定者が利用できる「介護予防給付」の給付費は下表のとおり見込みます。

図表 介護予防給付の見込み

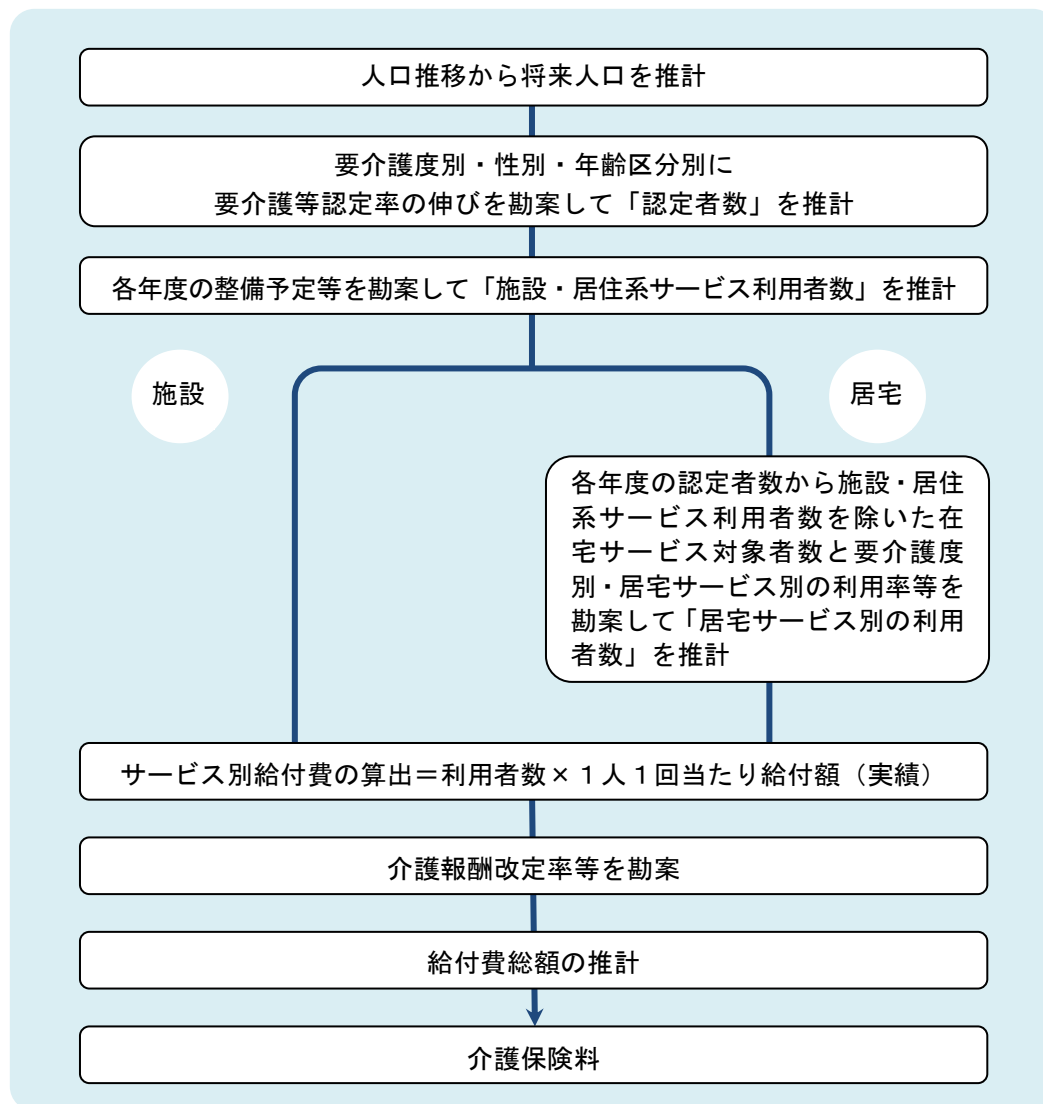
(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	436	437	437
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	5,794	6,023	6,023
介護予防短期入所生活介護	680	680	680
介護予防短期入所療養介護	437	437	437
介護予防福祉用具貸与	590	590	590
特定介護予防福祉用具購入費	183	183	183
介護予防住宅改修	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
介護予防支援	2,552	2,606	2,606
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,537	5,540	5,540
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防サービスの総給付費(小計)→(Ⅱ)	16,209	16,496	16,496
総給付費(合計：(Ⅰ)+(Ⅱ))	1,333,126	1,348,627	1,353,735

## 第2節 保険料について

第1号被保険者の保険料については、概ね次のような流れで算出されます。

図表 保険料算出の流れ



※居住系サービスとは、居宅サービスのうち「特定施設入居者生活介護」、地域密着型サービスのうち「認知症対応型共同生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」の3種類のサービスです。

※「施設」「居宅」とも、介護給付（要介護1～5）、予防給付（要支援1・2）を含みます。

1 介護保険事業費

保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、大きく標準給付費と地域支援事業費に分けられます。

標準給付費は、要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を合算したものです。なお、制度改正、消費税増税（平成31年10月施行）等に伴う「一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額」「消費税率等の見直しを勘案した影響額」を加味して算出しています。

その結果、第7期の介護保険事業費は約47億円を見込みます。

図表 保険料算出の流れ

(単位：千円)

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	合計
介護保険給付費	1,316,917	1,332,131	1,337,239	3,986,287
介護予防給付費	16,209	16,496	16,496	49,201
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	－ 419	－ 646	－ 652	－ 1,717
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	16,183	32,490	48,673
特定入所者介護（支援）サービス費	86,710	87,000	87,000	260,710
高額介護サービス費	26,490	26,940	26,940	80,370
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,649	2,694	2,694	8,037
審査支払手数料	1,221	1,242	1,242	3,706
標準給付費	1,449,778	1,482,040	1,503,449	4,435,267
地域支援事業に係る費用	87,696	86,424	93,744	267,864
介護保険事業費（計）	1,537,474	1,568,464	1,597,193	4,703,131

※ 各項目の数値は千円単位で四捨五入しているため、合計値と一致しないことがあります。

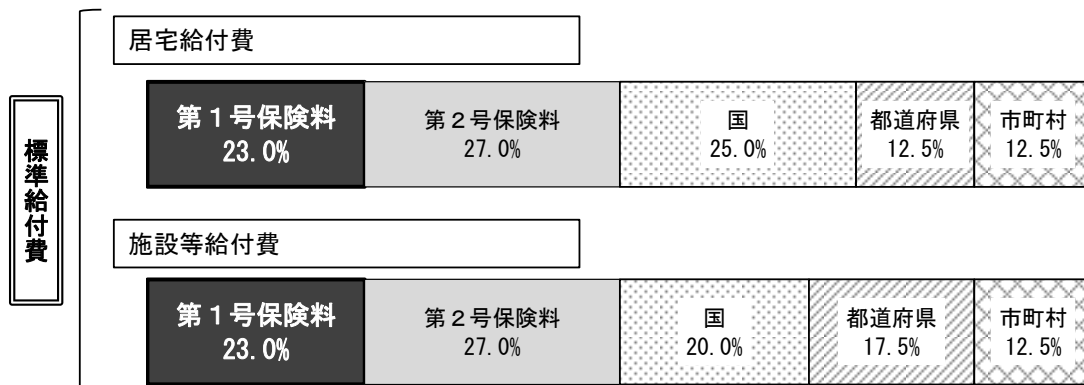
## 2 介護保険の財源

標準給付費は、国、都道府県、市町村による公費と、第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料により、50%ずつ負担する仕組みとなっています。被保険者の負担分のうち、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、高齢化の進行などにより人口の構成比が変化することから、計画期間（3年）ごとに見直しされ、第7期計画においては、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%になります。

なお、標準給付費の国庫負担分である居宅給付費の25%、施設等給付費の20%のうち、それぞれ5%にあたる額は、市町村間の財政力格差を調整するため、調整交付金として交付されます。この調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の高齢者年齢構成（65～74歳、75～84歳、85歳以上の3区分）の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて変動しますので、それによって、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

また、地域支援事業費については、介護予防事業費は居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業費と任意事業費については、第2号被保険者の負担はなく、第2号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

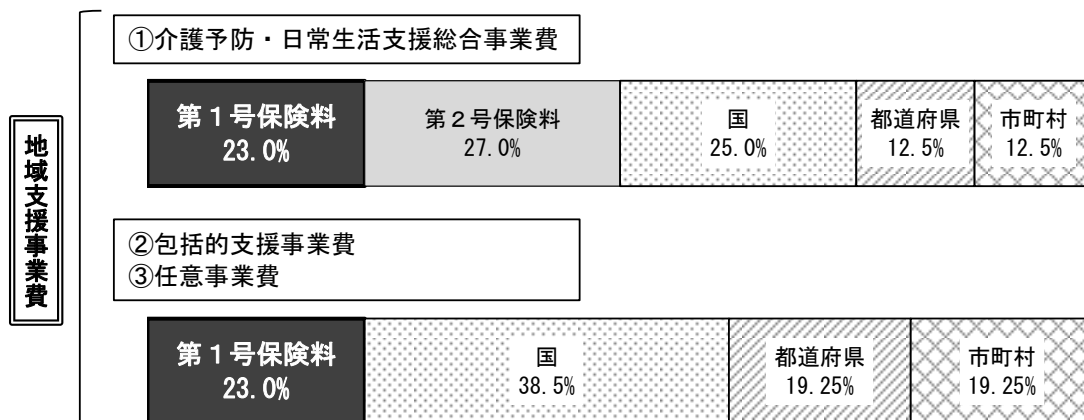
図表 標準給付費の負担割合



※ 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

※ 居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

図表 地域支援事業費の負担割合



### 3 第1号被保険者保険料について

第1号被保険者における第7期介護保険料基準額（月額）は、各種サービス量や給付費の見込み等に基づき、厚生労働省が運営している「地域包括ケア「見える化」システム」において算定した結果、第6期と同額の6,000円とします。

#### (1) 第1号被保険者で賄う介護保険料収納必要額

平成30年度から平成32年度までの介護保険事業費見込額から第1号被保険者で賄う保険料収納必要額は、次のように算出します。

図表 第1号被保険者で賄う介護保険料収納必要額

平成30年度から平成32年度までの介護保険事業費見込額：4,703,130千円
×
第1号被保険者で賄う保険料の標準割合：23%
＝
第1号被保険者保険料負担分相当額：1,081,720千円
+
調整交付金相当額：227,709千円
－
調整交付金見込額：362,354千円
+
財政安定化基金拠出金見込額：0円
+
財政安定化基金償還額：0円
－
財政調整基金取崩額：13,100千円
＝
平成30年度から平成32年度までの保険料収納必要額：933,975千円

※各項目の数値は千円単位で四捨五入しているため、合計値と一致しないことがあります。



(2) 保険料率の算定

平成30年度から平成32年度までの保険料収納必要額から第1号被保険者の保険料率は、次のように算出します。

図表 保険料率の算定

平成30年度から平成32年度までの保険料収納必要額：933,975千円
÷
予定保険料収納率（平成30年度から平成32年度までの平均予定収納率）：99.0%
÷
補正第1号被保険者数 13,104人 ※補正第1号被保険者数とは65歳以上を所得に応じて1段階から9段階に分けて各段階の割合に被保険者数を乗じて算出します。 例えば、1段階の割合は0.5なので被保険者数も0.5人換算し、9段階の割合は1.7なので被保険者数も1.7人換算します。
=
年額 72,000円（基準額） ※ 72,000円 ÷ 12か月 = 6,000円（1か月当たり保険料）

(3) 第1号被保険者の所得段階別保険料

第7期計画期間の第1号被保険者の所得段階別保険料は以下のとおりです。

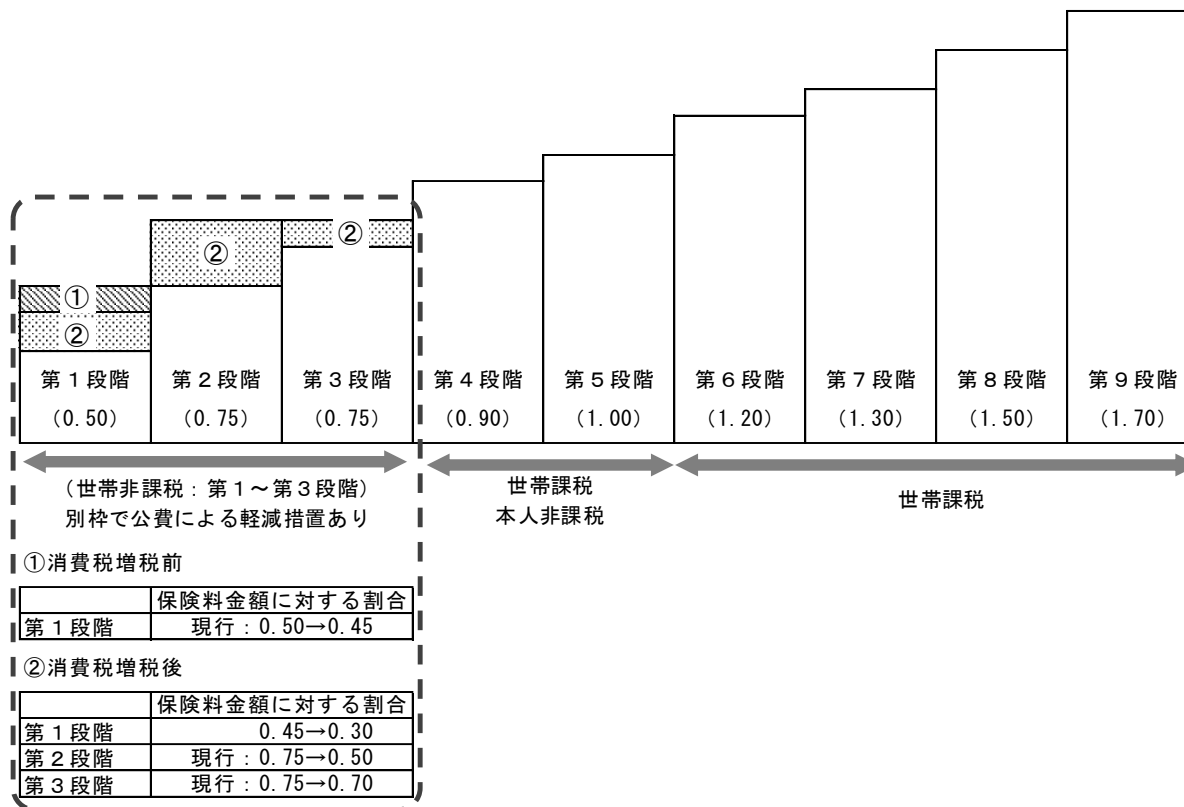
図表 第1号被保険者の所得段階別保険料

区分			計算方法	保険料月額	
第1段階	本人が町民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 × 0.50	3,000円
第2段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 × 0.75	4,500円
第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額 × 0.75	4,500円
第4段階	本人が町民税非課税	世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 × 0.90	5,400円
第5段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額 × 1.00	6,000円
第6段階	本人が町民税課税		本人の合計所得金額が120万円未満	基準額 × 1.20	7,200円
第7段階			本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額 × 1.30	7,800円
第8段階			本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額 × 1.50	9,000円
第9段階			本人の合計所得金額が300万円以上	基準額 × 1.70	10,200円

## 第5章 介護保険事業の運営

なお、低所得の第1号被保険者には、第6期計画期間に公費による軽減措置が行われており、第7期計画期間でも継続される予定です（下図①）。また、平成31年10月に予定されている消費税増税に合わせて、第1段階から第3段階の被保険者は、さらに公費による軽減措置が予定されています（下図②）。

図表 公費による介護保険料の軽減措置



その結果、軽減措置後の介護保険料は以下のとおりとなります。

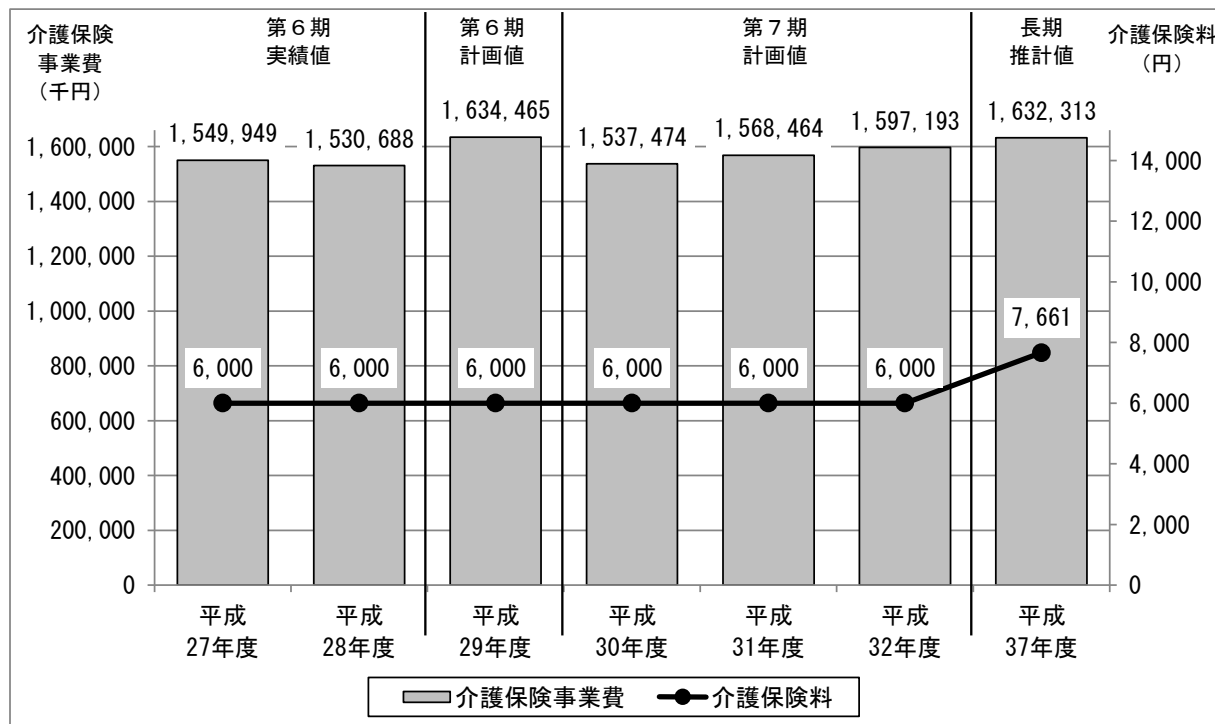
図表 公費負担による軽減措置後の介護保険料（予定）

所得段階	消費税増税前（月額）	消費税増税後（月額）
第1段階	2,700円	1,800円
第2段階		3,000円
第3段階		4,200円

(4) 介護保険事業費及び介護保険料の推移と推計

参考として、第7期計画において設定した要介護認定者数、介護保険サービスの利用量等の推移が今後も続くと仮定した場合の介護保険事業費及び介護保険料の基準額は以下のとおりとなります。

図表 介護保険事業費及び介護保険料の推移と推計



### 第3節 介護給付の適正化について

主要適正化事業として設定されている「認定調査状況チェック」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付通知」の5事業を行い、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。

なお、今後の実施状況によっては、適正な事業の推進に向けて随時内容の見直しを行います。

#### 《目標の設定》

	項目	取り組み内容	数値目標
1	介護認定適正化	・新規・区分変更・更新調査・委託調査について審査会前に全件数点検する。	・全件数点検
2	ケアプラン点検	・事前にケアプラン表の提出を求め書類審査し、必要に応じ面談による支援を行う。	・年1回町内事業所を対象にケアプラン点検を実施
3	住宅改修・福祉用具 ・貸与・購入点検	(住宅改修) ・申請時の事前書類審査 ・施工後の訪問による現地確認を行う。	・全件数の確認
		(福祉用具) ・申請時書類審査(申請書・カタログ・ケアプラン添付) ・訪問調査による確認を行う。	・事前書類審査については、全件数 ・年間20件の訪問調査による点検を行う
4	縦覧点検・医療情報との突合	・国保連合会からのデータ抽出後点検を行う。	・毎月実施
5	介護給費通知	・介護サービス利用者に対し、給付費通知を行う。	・年2回通知 (10月・3月)

## 第6章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

#### 1 庁内推進体制の充実

第7期計画に掲げられている施策は、保健福祉分野をはじめ、高齢者の生活環境を支える様々な分野が関連していることから、保健福祉担当部局を中心に連携し、現状や課題、施策の方向性等を共有しながら、効果的かつ効率的な施策の推進を図ります。

#### 2 住民参加の推進

計画の推進にあたっては、行政のみでは限界があり、高齢者を支えるきめ細かなサービス展開を図るためには、元気な高齢者も含めた住民がサービスの担い手となって支えていく体制が必要です。

#### 3 福祉人材の確保・育成

介護保険サービス事業者やNPO法人、地域社会において、高齢者の生活を支援する人材の確保は困難な状態が続いています。住み慣れた地域の中で、今後も継続的な生活を支援するための各方面における人材の確保・育成は不可欠です。

今後も、関係機関、教育機関等との連携より、福祉人材の確保・育成に努めます。

#### 4 介護保険事業計画の公表

第7期計画は、パンフレットの作成・配布など、制度の改正等について普及啓発に努めます。

#### 5 進捗状況の点検・評価

第7期計画の実施にあたっては、定期的に進捗状況の点検やサービスニーズを把握するなど、進捗状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて見直しや対策を検討します。

## 第2節 介護保険の円滑な制度運営のための方策

平成12年度の介護保険制度の導入以降、着実に浸透してきた介護保険制度の実績を踏まえるとともに、「地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し」、「介護サービスの効率化・重点化」、「費用負担の公平化」を進めるための大幅な介護保険制度の改正を踏まえて、住民、関係団体及び事業者等と連携しながら、中長期的な目標年度である平成37年度に向けて、次のような方策のもと、介護保険の安定的かつ継続的な運営を推進します。

### 1 円滑な制度運営のための体制整備

#### (1) 地域包括ケアシステムの効果的な運用

第7期計画において本格的に運用される地域包括ケアシステムを中心に、関連する各施策を推進し、在宅医療と介護の連携、生活支援体制の整備・充実、認知症施策の推進、地域ケア会議の充実、生活支援、介護予防の充実等、地域包括支援センターの機能充実を図ります。

#### (2) ケアマネジメント機能の強化

高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を可能な限り続けることができるよう支援するためには、ケアマネジメント機能を強化していくことが不可欠であり、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメントや総合相談・指導について適切かつ積極的に取り組みます。

#### (3) 介護予防・認知症対策の積極的な推進

要介護状態になる前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、地域支援事業における介護予防事業や、予防給付（介護予防サービス）を実施し、要介護状態の発生やその悪化の予防に取り組みます。また、認知症への理解や早期発見、早期対応を図るため、認知症地域支援推進員やコーディネーター、認知症サポーターを養成することで、広く情報を把握できる機会を創出するとともに、民生委員や保健福祉推進員、ボランティア団体等と連携を深め、身近で気軽に相談のできる体制を構築します。

### 2 利用者への配慮

#### (1) 介護サービス利用者への的確な相談・情報提供の推進

必要とする介護サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センターなどを通じて利用者への的確な情報提供に努めるとともに、各種の利用者負担軽減制度の周知を図るなどの利便性向上に配慮します。

#### (2) 高額利用者等の負担軽減への配慮

特定入所者介護サービス費等給付（負担限度額の軽減措置）、高額介護サービス費、社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度事業を実施し、利用者の負担軽減を図ります。

### 3 保険者としての町の役割

#### (1) サービスの質の向上

要介護度に応じたケアプランの作成とサービス提供が行われるよう、事業者に対する働きかけや改善効果の高いケアプラン、サービス内容等について情報提供を行い、サービスの質的な向上を促進します。

#### (2) 公平・中立な要介護認定の推進

公平かつ迅速な要介護認定を推進できるよう、適正な認定調査の実施や介護認定審査会における審査判定の充実に取り組みます。

#### (3) 介護サービス事業所との連携

介護保険制度が利用者本位の制度として円滑に機能するため、また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるよう支援するために、介護サービス事業所等と連携し、高齢者や介護者などの支援ニーズに合ったサービスが円滑に提供できる環境づくり、基盤整備を推進します。